

令和3年第1回定例会6月定例会議

中之条町議会議録

令和3年 6月 2日 再開

令和3年 6月16日 散会

中之条町議会

令和3年第1回中之条町議会定例会 6月 定例会議 会議録 第1日

招集年月日 (会議)	令和3年6月2日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
再開 日時 散会	再開	令和3年6月2日 午前9時30分						
	散会	令和3年6月2日 午前10時06分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	剣持 秀喜	〃	〃
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	〃
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃
	8番	唐沢 清治	〃	〃				
会議録署名議員		13番 山本日出男	14番 齋藤 祐知			1番 山田みどり		
職務のため出席した者の 氏名			事務局長		木暮 浩志	書記		山田 行徳
			議事書記		朝賀 浩	書記		関 侑介
			議事書記		鈴木 幸一			

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	小池 宏之
	副町長	野村 泰之	花のまちづくり課長	福田 義治
	教育長	宮崎 一	建設課長	関 洋太郎
	総務課長	篠原 良春	会計管理者	町田 岳彦
	企画政策課長	山本 嘉光	上下水道課長	山田 秀樹
	税務課長	生巢 孝子	こども未来課長	倉林 敏明
	住民福祉課長	小板橋 千晶	生涯学習課長	富沢 洋
	保健環境課長	唐澤 伸子	六合振興課長	山本 俊之
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	柏瀬 高広
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和 3 年 6 月 2 日 午前 9 時 3 0 分開議)

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 審議期間の決定
- 第 3 議案第 1 号 令和 3 年度中之条町一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 2 号 令和 3 年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 議案第 3 号 中之条町手数料条例の一部改正について
議案第 4 号 中之条町税条例の一部改正について
議案第 5 号 中之条町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための
固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
議案第 6 号 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第 7 号 中之条町介護保険条例の一部改正について
- 第 5 議案第 8 号 監査委員の選任について
- 第 6 選挙第 1 号 吾妻東部衛生施設組合議会議員の選挙について
- 第 7 選挙第 2 号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙について
- 第 8 報告第 1 号 令和 2 年度中之条町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第 2 号 中之条町土地開発公社の経営状況に関する書類の報告について
- 第 9 請願第 1 号



◎ 再 開

○議長（山本隆雄）みなさん、おはようございます。

第 1 回定例会の再開にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和 3 年第 1 回中之条町議会定例会 6 月定例会議を招集したところ、議員各位には早速ご参集いただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として、会議において、議員、執行部職員及び議会事務局職員にマスク及びフェースシールドの着用を許可いたします。マスクをつけたままはっきりと発言されますようお願いいたします。

また、体調管理のため、水やお茶の水分補給を許可しますので、無理せずに水分を補ってください。つきまして、傍聴者のみなさんについてもマスクの着用、体調管理のための水分補給をお願いします。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のため議場内の撮影を行います。

傍聴席につきましては、映り込まないように配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、

大きな声を出されますと、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめ承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

議会友好交流協定を締結しております北区議会において、5月21日に名取ひであき議長、小田切かずのぶ副議長が就任した旨の通知がありました。

群馬県町村議会議長会臨時総会が書面開催され、会長に上野村議会議長の中澤太郎氏が再任され、第1順位副会長に山本隆雄、第2順位の副会長に玉村町議会議長の三友美恵子氏が選出されました。

議員派遣については、お手元に配付した資料のとおり決定させていただきました。

また、監査委員から例月出納検査報告書が、町長からは指名競争入札執行報告書が提出されています。それぞれ事務局にありますので、御覧いただきたいと思います。

以上で、諸般報告といたします。

コロナウイルス感染症対策として、開議時間が長時間にならないよう、議員並びに執行部各位には、会議の円滑な運営に格段のご協力をお願いします。

この際、町長からご挨拶をいただきたいと思います。町長

○町長（伊能正夫）改めまして、おはようございます。

本日は、令和3年6月定例会議ということで、議員のみなさんにご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素は中之条町行政推進のために大変なご指導とご協力をいただいておりますことに対し、ましても厚くお礼を申し上げるところでございます。

さて、4月17日に中之条ガーデンズのグランドオープンが雨の中開催をされたわけでございますが、全議員のみなさんにご出席をいただき、誠にありがとうございました。そのときに挨拶で述べたように、日本一の園を目指して、職員一致協力して頑張ってまいりたいというふうに思っておりますので、今後ともみなさんのご指導、ご協力をいただきますようお願いをいたします。

そして、今日机上にチラシを配付させていただきましたけれども、既にローズフェアが開催をされております。期間は6月20日までということでございますので、議員のみなさんにも一回見ていただきたいと、そして中之条のよさを観光大使としてほかの方に伝えていただければありがたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、このところ新型コロナウイルスに振り回されているという、その対応に毎日が明け暮れているという状況でございますけれども、町では議員のみなさんのご理解をいただきまして、感染予防対策、そして経済対策に取り組んでいるところでございます。経済対策につきましては、5月中旬に商品券の配付をさせていただきました。ご承知のとおり1人1万円、プラス医療従事者1万円ということで、総計で1.6億円のお金がこの中之条町に流通するというところでございまして、疲弊した商店に少しでも潤いが出ればいいかなというふうに思っているところでございます。

そして、感染予防対策でございますけれども、5月13日からワクチンの接種が始まっております。その前の受付の段階で電話が通じないというようなことでトラブルがございまして、町民のみなさんにはご迷惑をおかけいたしましたし、議員のみなさんにもご心配をかけたわけでございまして、改めておわびを申し上げたいと思います。おかげさまで現在は順調に推移をしているわけでございまして、65歳以上の申込者の半分以上がもう第1回目の接種が終了したということでございますので、これからも医師会のみなさん、そして医療従事者のみなさん、そして役場、力を合わせて全町民の方がなるべく早く接種が終了するように努力をしまいたいというふうに思っているところでございます。

本日は、一般会計、そして四万診療所特別会計の補正予算、そして条例の一部改正等のご審議をしていただくわけでございます。慎重審議をいただきまして、ご議決をいただきますようお願い申し上げます。開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）ありがとうございました。

ただいまの出席議員は15名です。

これより令和3年第1回中之条町議会定例会6月定例会議1日目の会議を開きます。

○

◎ 会議録署名議員指名

○議長（山本隆雄）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、13番、山本日出男さん、14番、齋藤祐知さん、1番、山田みどりさんを指名します。

○

◎ 審議期間の決定

○議長（山本隆雄）日程第2、審議期間の決定について議題とします。

お諮りします。

今期定例会議の審議期間は、別紙審議期間予定表のとおり本日から6月16日までの15日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認めます。

よって、今期定例会議の審議期間は、本日から6月16日までの15日間と決定しました。

○

◎ 議案第1号 令和3年度中之条町一般会計補正予算（第2号）

◎ 議案第2号 令和3年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本隆雄）日程第3、議案第1号及び第2号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫） それでは、日程に従いまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和3年度中之条町一般会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

令和3年度当初予算のご議決をいただき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じ、町民の生活や健康等への影響に十分留意しながら各種事業を実施しているところであります。6月定例会議にあたり、当初予算の議決後、補助事業の採択等により早期に実施しなければならぬ事業が生じたため、今回補正をお願いしたいものでございます。

補正額は、歳入歳出それぞれ2,643万円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ99億5,243万円にいたしたいというものでございます。

まず、歳入でございますが、国庫支出金1,057万6,000円、寄附金5万円、諸収入200万円、町債1,120万円を見込ませていただき、不足する財源につきましては繰越金を充てさせていただきました。

次に、歳出でございますが、各款ごとに主な内容につきまして申し上げます。

2款総務費では、各種団体負担金及び補助金について、集会所改修補助金及び魅力あるコミュニティ助成金をお願いいたしました。

3款民生費では、保育所における広域入所に係る委託料と低所得者の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するための費用を計上させていただきました。

4款衛生費では、予防接種へ対応するシステム改修に係る費用をお願いいたしました。

9款消防費では、5分団への配備予定の消防車両について、小型ポンプ積載車からポンプ車兼小型ポンプ積載車へ変更したく、その増額をお願いするものでございます。

以上が今回お願いいたします補正の主な内容であります。いずれも今年度執行していかなければならない重要な事業と考えておりますので、よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第2号 令和3年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ25万円増額し、総額を歳入歳出それぞれ5,985万円としたいものでございます。

補正の内容は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための医療提供体制確保支援金によるもので、歳入では6款の国庫支出金を25万円増額し、歳出では1款総務費、へき地診療所運営事業の備品購入費25万円の増額をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

議案第1号及び第2号の2議案は、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたい

と思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び第2号の2議案は、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。

○

- ◎ 議案第3号 中之条町手数料条例の一部改正について
- ◎ 議案第4号 中之条町税条例の一部改正について
- ◎ 議案第5号 中之条町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第6号 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について
- ◎ 議案第7号 中之条町介護保険条例の一部改正について

○議長（山本隆雄）日程第4、議案第3号から第7号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、議案第3号 中之条町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、通知カードの再交付が廃止されましたので、再交付に伴う手数料の規定を別表1から削除する改正をお願いするものでございます。

また、本年9月1日から個人番号の発行主体が地方公共団体情報システム機構（J-LIS）であることが明確化されるとともに、手数料を同機構が徴収することができる規定になることから、個人番号の再発行の手数料の規定について、同じく手数料条例別表1から削除する改正をお願いするものでございます。なお、同機構は手数料の徴収を住所地市町村長に委託することができるようになりますので、町が徴収事務を受託した場合は、引き続き手数料を徴収することになります。

続きまして、議案第4号 中之条町税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和3年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律が、令和3年3月31日に公布されたことに伴い、中之条町税条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正点は、個人住民税の非課税限度額及び均等割の軽減における国外居住親族の取扱いの見直しでございます。また、特定公益増進法人等に対する寄附金の範囲の見直し及びセルフメディケーション税制を5年延長するというものでございます。

続きまして、議案第5号 中之条町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について、申し上げます。

こちらは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長、発展の基盤強化に関する法律第26条の地

方公共団体等を定める省令の改正に伴い、課税免除の対象施設の設置期間を令和５年３月31日までとするため、一部改正をお願いしたものでございます。

次に、議案第６号 中之条町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

令和２年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に保険税の減免を行ってまいりましたが、国の財政支援が延長されたことに伴い、減免期間を令和３年度末までに延長することと、新型インフルエンザ対策特別措置法等の一部改正による文言の修正をお願いするものでございます。

次に、議案第７号 中之条町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

令和２年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に保険料の減免を行ってまいりましたが、国の財政支援が延長されたことに伴い、減免期間を令和３年度末までに延長することと、新型インフルエンザ対策特別措置法等の一部改正による文言の修正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりましたので、補足の説明を求めます。

議案第４号、税務課長

（議案第４号について、税務課長補足説明）

○議長（山本隆雄）補足説明が終わりました。

ただいま審議中の議案第３号から第７号につきましても、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

◎ 議案第８号 監査委員の選任について

○議長（山本隆雄）日程第５、議案第８号 監査委員の選任について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、議案第８号 監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

議会選出監査委員であります山本日出男氏から、一身上の都合により６月１日をもって辞職したい旨の届け出がございました。

後任として、小栗芳雄氏を監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第１項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）本案は、小栗芳雄さんの一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の規定により、小栗芳雄さんの退場を求めます。

（小栗芳雄議員退場）

○議長（山本隆雄）お諮りします。

本案を直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、議案第8号 監査委員の選任について採決します。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

小栗芳雄さんの入場を認めます。

（小栗芳雄議員入場）

○議長（山本隆雄）ただいま小栗芳雄議員が監査委員に選任されたことを告知します。

○

◎ 選挙第1号 吾妻東部衛生施設組合議会議員の選挙について

○議長（山本隆雄）日程第6、選挙第1号 吾妻東部衛生施設組合議会議員の選挙を行います。吾妻東部衛生施設組合議会議員につきましては、関常明さんの議員の辞職願が吾妻東部衛生施設組合議会議長に出され、辞職が許可され、組合規則の定めるところにより、1人の組合議会議員の補欠選挙を求めたい旨の通知が管理者から町長へ提出され、町長から議会宛てに依頼がありました。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、選挙は指名の方法で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

吾妻東部衛生施設組合議会議員に福田弘明さんを指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました福田弘明さんを当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました福田弘明さんが吾妻東部衛生施設組合議会議員に当選されまし

た。

当選された方々に本席から会議規則第33条第2項の規定により当選を告知します。

○

◎ 選挙第2号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙について

○議長（山本隆雄）日程第7、選挙第2号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙を行います。西吾妻福祉病院組合議会議員につきましては、安原賢一さんから議員の辞職願が西吾妻福祉病院組合議会議長に出され、辞職が許可され、組合規則の定めるところにより、組合議会議員の補欠選挙を求めたい旨の通知があり、管理者から町長へ提出され、町長から議会宛てに依頼がありました。

お諮りします。

地方自治法第118条第2項の規定により、選挙は指名推薦の方法で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、選挙は指名推薦の方法で行うことに決定しました。

お諮りします。

議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、私から指名をいたします。

富沢重典さんを指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました議員を当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認めます。

よって、富沢重典さんが西吾妻福祉病院組合議会議員に当選されました。

当選された方々に本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

○

◎ 報告第1号 令和2年度中之条町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

◎ 報告第2号 中之条町土地開発公社の経営状況に関する書類の報告について

○議長（山本隆雄）日程第8、報告第1号及び第2号を議題とします。

町長から報告を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、日程に従いまして、報告第1号 令和2年度中之条町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について申し上げます。

一般会計の繰越明許費につきましては、3月会議でご議決をいただき、その後3月31日にも専決処分をさせていただいておりますが、ふるさと納税事業、新型コロナウイルス感染症対策事業など、

合わせて15事業、5億4,639万3,000円を令和3年度に繰越しさせていただきました。これら事業に対する繰越計算書を地方自治法施行令第146条の規定に基づき報告をさせていただくものでございます。なお、この繰越事業に対する財源につきましては、一般財源1億8,107万2,000円、国県支出金3億4,237万7,000円、地方債1,930万円、その他364万4,000円となっております。

続きまして、報告第2号 中之条町土地開発公社の経営状況に関する書類の報告について申し上げます。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、町が損失補填や債務保証の行為を行っている法人がある場合は、経営状況等を議会に提出することになっておりますので、報告議案としてお願いをするものでございます。なお、報告させていただく書類は、令和2年度中之条町土地開発公社決算報告書及び附属資料及び令和3年度中之条町土地開発公社予算書でございます。

以上申し上げ、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、報告を終わります。

○

◎ 請願第1号

○議長（山本隆雄）日程第9、請願第1号を議題とします。

最初に、陳情文書表を朗読させます。局長

（陳情文書表について、議会事務局長朗読）

○議長（山本隆雄）ただいま朗読しました請願について、紹介議員から紹介をお願いします。

請願第1号について、山田みどりさん、自席をお願いします。1番、山田さん

○1番（山田みどり）日本政府に核兵器禁止条約へ署名・批准を求める請願について、紹介議員として説明をいたします。

まず、この提出団体は毎年広島、長崎に向けて核兵器廃絶と平和を求めて歩いている原水爆禁止国民平和大行進の吾妻地域の実行委員会です。1958年に始まったこの行進は全国に広がり、5月から8月にかけて核兵器廃絶を訴えながら全国の自治体を回る網の目行進をしています。吾妻地域においては40年以上続けられており、各自治体の町長、議長、教育長からご記名をいただきご協力をいただいてペナントを広島、長島ヘリレー方式でつないでおります。

さて、この請願ですが、核兵器が史上始めて非人道的であり違法であると示した核兵器禁止条約は、今年1月22日に52か国が批准、加入し発効されました。この条約発効の実現には悲惨な体験をした被爆者たちの長年の運動と、それを支える市民活動が大きな推進力を果たしました。しかし、核兵器によって苦しめられた被爆者の悲願である条約に日本政府は批准をしておりません。被爆国

として二度と核兵器による惨劇が起きないように日本政府は国際社会に対して訴えかける役割があります。

以上のことから中之条町議会として日本政府に対して署名・批准を求める意見書を地方自治法第99条に基づきお願いいたします。議員の皆様におかれましても、このお願いにご賛同いただき、採択していただきますようお願い申し上げます。お願いの説明といたします。

○議長（山本隆雄）会議規則第92条により、ただいま朗読したとおり請願第1号を総務企画常任委員会に付託します。

○

○議長（山本隆雄）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

2日目の6月3日は、定刻午前9時30分から再開しますので、定刻までご参集願います。

本日はこれにて散会します。

大変ご苦労さまでございました。

（散会 午前10時06分）

招集年月日 (会議)	令和3年6月3日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
開議 日時 散会	開議	令和3年6月3日 午前9時30分						
	散会	令和3年6月3日 午後1時49分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	剣持 秀喜	〃	〃
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	〃
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃
	8番	唐沢 清治	〃	〃				
会議録署名議員		13番 山本日出男	14番 齋藤 祐知			1番 山田みどり		
職務のため出席した者の 氏名			事務局長		木暮 浩志	書記		山田 行徳
			議事書記		朝賀 浩	書記		関 侑介
			議事書記		鈴木 幸一			

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	小池 宏之
	副町長	野村 泰之	花のまちづくり課長	福田 義治
	教育長	宮崎 一	建設課長	関 洋太郎
	総務課長	篠原 良春	会計管理者	町田 岳彦
	企画政策課長	山本 嘉光	上下水道課長	山田 秀樹
	税務課長	生巢 孝子	こども未来課長	倉林 敏明
	住民福祉課長	小板橋 千晶	生涯学習課長	富沢 洋
	保健環境課長	唐澤 伸子	六合振興課長	山本 俊之
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	柏瀬 高広
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和 3 年 6 月 3 日午前 9 時 3 0 分開議)

第 1 一般質問

○ 開 議

○議長（山本隆雄）みなさん、おはようございます。

第 1 回定例会 6 月定例会議の本会議も本日で 2 日目となりました。新型コロナウイルス感染症対策として、会議において、議員、執行部職員及び議会事務局職員にマスク及びフェースシールドの着用を許可します。マスクをつけたままはっきりと発言されますようお願いいたします。

また、体調管理のため水やお茶の水分補給を許可しますので、無理せずに水分を補ってください。つきましては、傍聴者のみなさんについてもマスクの着用、体調管理のための水分補給をお願いいたします。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のため議場内の撮影を行います。

傍聴者につきましては、映り込まないよう配慮をしていますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されると、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめ承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は 15 名です。

これより本日の会議を開きます。

○ 一般質問

○議長（山本隆雄）日程第 1、一般質問を行います。

質問者をお願いしておきますが、議会基本条例第 6 条に規定する本会議における質疑質問は、論点を明確にするため、一問一答方式で行うこととされています。新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮を行います。答弁まで含めた時間で、45 分以内でお願いします。

最初のベルが残り 10 分、2 回目が残る 5 分、3 回目が残る 1 分です。

登壇を省略して、自席で質問を行ってください。また、執行部も最初から自席でお願いします。

議会基本条例第 6 条第 2 項において、議員の質問に対し、議長の許可を得て論点また争点を明確にするため反問することができることとされましたので、議員と執行部の活発な質問により、よりよい町づくりを目指した議論をお願いします。

一般質問の通告のあった 5 名の議員について、あらかじめくじ引きで決定した順序により質問を許可します。

最初に、大場壮次さんの質問を許可します。大場壮次さん、自席でお願いします。4 番、大場さ

ん

○4番（大場壯次）議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、6月定例会の一般質問をさせていただきます。

一般質問の内容は、1点目は博物館ミュゼについて、2点目は公共施設の維持管理について。

最初に、博物館ミュゼについて。ミュゼの資料の貸出しはどのような手順で行われているのか伺っていきます。貸出しの依頼があった場合、貸すか貸さないの判断基準があるのかどうか伺います。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）議員お尋ねの貸出しの依頼があった場合に、貸す貸さないの判断基準につきましてお答えをいたします。

中之条町歴史と民俗の博物館ミュゼにおける資料の取扱いに関する要綱第7条に資料の館外貸出しは以下の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。第1号、博物館法に規定する博物館及びこれに相当する施設が行う資料の展示及び調査研究の用に供するとき、第2号、その他館長が特に必要と認めたとき、と明記されてございますので、これ基準としております。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）次に、個人、団体等、誰にも貸出しの依頼があれば貸し出すことができるのか伺います。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）これにつきましては、生涯学習課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）先ほどの教育長の答弁と重複いたしますが、中之条町歴史と民俗の博物館ミュゼにおける資料の取扱いに関する要綱第7条に明記されておりますので、この基準に該当すれば貸し出すことが可能でございます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）貸出しの申出があった場合、どなたの判断で決め、どなたの決裁を受けるのか伺います。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）お答えいたします。

中之条町歴史と民俗の博物館ミュゼにおける資料の取扱いに関する要綱第9条、館長は前条の規定による館外貸出しの申請があった場合において、館外貸出しが適当と認めたときは館外貸出しの許可を決定し、当該申請をした者に対し、資料貸出許可証を交付するとあります。よって、館外貸出しにつきましては、館長の判断で決め、館長の決裁となります。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）4 番、大場さん

○4 番（大場壯次）次に、貸出しは無料か有料か、有料の場合、金額の基準があるのか伺います。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）お答えします。

無料でございます。

○議長（山本隆雄）4 番、大場さん

○4 番（大場壯次）貸し出す期限がありますか、伺います。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）貸出期間につきましては、要綱上定められておりません。基本的には、貸出先の催事の期間と搬出入に要する期間を勘案し、全体的な貸出期間を決定させていただいております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）4 番、大場さん

○4 番（大場壯次）次に、実績があれば、どこにどのような手順で、どのような理由で貸し出したのか伺います。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）貸出実績でございますが、令和元年度以降についてお答えいたします。

まず、令和元年度でございますが、県内博物館に展示会資料として1件、令和2年度におきまして県内博物館に展示会資料として3件、県外博物館に1件の実績がございます。

手順につきましては、中之条町歴史と民俗の博物館ミュージアムにおける資料の取扱いに関する要綱第8条に基づき、資料貸出許可申請書を提出いただきました。申請書には、資料名、利用目的、利用場所、貸出期間、輸送方法、資料取扱責任者が記載され、その内容を確認し、館長が適当と認め、貸出しを許可いたしました。

○議長（山本隆雄）4 番、大場さん

○4 番（大場壯次）これの貸出しは無料でしたか、それとも有料でしたか。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）無料でございます。

○議長（山本隆雄）4 番、大場さん

○4 番（大場壯次）次に、4 番として、令和3年5月21日、第1回臨時会における教育長の答弁について伺います。5月19日に九度山・真田ミュージアムへの貸出しが判明したとの答弁でございましたが、3月上旬、東吾妻町「みんぱく」で委員会メンバーが館長、課長と行き会ったとき、館長より九度山の発言がございましたが、同席していた課長はご存じでなかったのでしょうか、伺います。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）お答えいたします。

当時、みんぱくにおける状況につきましては、館長より説明を受け、承知はしておりました。九度山の件につきましては報告されておらず、承知しておりませんでした。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）よろしいですか。4番、大場さん、よろしいですか。

○4番（大場壯次）はい、今、すみません。資料が……すみません。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）すみません。答弁をいただきましたが、3月3日、東吾妻町「みんぱく」で展示品貸出し等について議論し、分かれた際に九度山に貸し出すと館長が話された記憶が私にはありましたので、確認しました。

中之条町歴史と民俗の博物館ミュージアムにおける資料の取扱いに関する要綱によると、館長の許可があれば貸出しができ、所管する長に決裁なり報告を受けることもない様子ですが、貸し出した場合は速やかに報告するよう要綱に加えたほうがよいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）議員おっしゃるとおり、中之条町歴史と民俗の博物館ミュージアムにおける資料の取扱いに関する要綱において、資料の貸出しだけでなく、閲覧、撮影、複写、模写、出版物への掲載などの取扱いも館長の許可となっております。併せて制限につきましても館長の判断によるものとなっております。しかしながら、議員ご指摘のように、今回の件につきましては生涯学習課長として承知しておらなかったわけであります。したがって、今後は収蔵品等について専門的な知識を有する館長の権限が損なわれることのないようにする中で、情報の伝達や事務の流れが滞らぬような方策並びに体制づくり等につきまして、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）ありがとうございました。

次に、公共施設の維持管理について。最近、道路または駐車場に敷設されたグレーチングの不具合により事故が多発しています。また、台風等による増水強風による災害や事故が発生しやすい時期になります。道路の異常、道路の附帯設備の不具合等、早期に発見し、対策を取らなければ未然に事故を防ぐことができませんので、質問します。

1点目、町道の維持管理はどのように行われているのかお尋ねします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）大場議員のご質問にお答えをさせていただきます。

町道における危険箇所、あるいは修繕箇所の把握につきましては、総延長が700キロありますので、職員が巡回するということではできませんので、多くの場合は地元の区長さんを通じて連絡があ

ることがほとんどでございます。

そして、連絡をいただいた直後には必ず職員が現地に確認をさせていただき、修繕の緊急性あるいは優先度などを検討した上で、職員の直営班というものがございますけれども、それによる修繕でいいのか、建設業者への発注工事などが必要なのか、早急な対応を心がけているところでございます。しかし、規模の大きな修繕、あるいは改良工事につきましては、予算の確保が必要でございますので、時間を要する場合がございますけれども、いずれにいたしましても住民の日常生活に大変密接している道路でございますので、通行の安全を第一として維持管理に今後も努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）道路延長が700キロメートルほどあるということで、大変だと思いますが、しっかりと維持管理をお願いします。

次に、異常を発見した場合の仕組みがありますか、伺います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては事務的でございますので、建設課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）建設課長

○建設課長（関 洋太郎）国道や県道ですと県のほうで路線ごとに指定された建設業者が包括的な維持管理を委託されているようですが、町道につきましては地元の方々が日常的に通行しており、異常が発見された場合には主に区長さんを通じて建設課のほうへ報告がされております。その報告以外につきましては、毎年4月に開催されております区長会議の中で直接ご説明をさせていただいております。また、最近では管理職による区長宅訪問が行われておりますので、その際にご報告を受ける事案が多くなってございます。緊急的な事案につきましては、少しでも早い現場確認を心がけておりますので、今後ともご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）早期発見、早期通報が大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。3として、チャツボミゴケ公園元山川ボックスカルバートクラックの調査結果とその後の対策はどのようにされたのか伺います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、六合振興課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）それでは、議員お尋ねのチャツボミゴケ公園元山川横断道路改良工事のクラックにつきまして回答させていただきます。

本工事は、平成30年度末に完成し、現在3年が経過しております。指摘されたボックスカルバー

トのひび割れについては、1年間、水温、気温などの環境調査、また目視によります調査、ひび割れ等の幅、長さの測定のひび割れ調査等を実施いたしまして、全16か所のひび割れを確認されましたが、指標となりますコンクリート標準示方書における許容値の0.247ミリ、耐久性の視点では0.4ミリとなる計算上の基準値内の0.2ミリ程度のものであります。しかし、これらのひび割れは劣化因子となります水や空気が部材部分に侵入し、鉄筋を腐食させるなどの製品を劣化させることが想定されますので、昨年8月に施工業者によります補修工事を実施し、劣化の進行速度を遅くし、耐久性を保持する対策を実施いたしました。

補修工事の内容は、ひび割れ箇所にエポキシ樹脂接着材を充填し、その上から樹脂を被覆し振興を抑えるものであります。この工事後も定期的に状況の確認を行っておりますが、被覆は良好な状況でございます。今後も引き続き施設管理の観点からも、ひび割れ幅や長さの測定、目視観測を継続して実施していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）調査の結果、クラックの原因究明はできたでしょうか。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）調査において、報告によりますと、ひび割れと自動車荷重等の関連性は小さい、また1年を通して水温の変化が非常に小さいことを確認しております。また、最高気温と最低気温の差も非常に激しい地区でございまして、30度を上回る月も存在するということになっていきます。ひび割れ規模が加速しやすい条件の内部要因といたしましては、劣化因子がひび割れ部分から進入し、鉄筋を腐食させることが想定されるので、補修工事を行ったほうが良いということによりまして業者による補修工事を行っていただきました。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）原因としては、あれですか、流れる水温と空気の温度との差があるので、このようなクラックが入ったというような原因でよろしいのでしょうか。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）はっきりした原因は特定できませんが、工事における資材検査、また工程管理の中では特には問題ないということで、これからは原因についてはちょっと調査をしていきたいと思っております。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）クラックを進行しないように防水工事ですか、されたというのですが、この費用は施工業者、それともボックスカルバートの製品の製造元、発注者が費用を出したのか伺います。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）昨年実施しました補修工事につきましては、町では負担はしておりませ

ん。負担がどこの業者か、資材業者かは確認しておりません。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）発注者はしていないのだけれども、施工業者、それとも製品作った会社か、どちらかということですか。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）施工業者か部材業者かの負担の割合は確認しておりません。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）今も計測はされているのですか。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）はい、定期的に現地を確認しております。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）私、今この質問したのは、こういう環境下でコンクリート製品、特に酸性の強いところはコンクリート製品、弱いです。また、今言った流れる水温と空気との温度差によって、コンクリートに異常ができるということですから、今後似たような環境下で工事があった場合、このへんのことを教訓にさせていただいて、施行というか、管理していただきたいと思いますので、質問しました。

次の質問に入ります。上下水道管の維持管理はどのように行われているのか伺っていきます。図面上に配管図を記載されたものがあるか伺います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、上下水道課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）上下水道課長

○上下水道課長（山田秀樹）議員の質問につきましてお答え申し上げます。

施設の維持管理をしていく上で最も重要なものの一つとして配管図が挙げられると思います。配管図の内容につきましては、道路台帳を利用した図面をデータで整備管理しており、管の口径や種類、施行年度、バルブや消火栓などを記載しております。このことにより、道路工事や住宅建設等において参考としていただいたり、漏水の修理においては断水範囲の把握や関係者への事前周知に利用しております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）次に、上下水道管、水道本管の異常の通報の仕組みがありますか、伺います。

○議長（山本隆雄）上下水道課長

○上下水道課長（山田秀樹）お答え申し上げます。

道路や宅地内の漏水においては、日常的に通行されている方や住民の方からの直接、上下水道課

へ連絡をいただいたり、月1回の検針において漏水が発見されることもありますので、随時検針員から連絡をもらい早急に対応をしております。本管においてはほぼ道路に布設されておりますので、区長さんをはじめ、町民の皆様方からの情報が大切だと思いますので、引き続きご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）次に、今までに異常や不具合等の通報がありましたか。あればどのような事案がありましたか、伺います。

○議長（山本隆雄）上下水道課長

○上下水道課長（山田秀樹）不具合ということでの質問でございますけれども、お答え申し上げます。水道管では昨年末に電柱入替えの際に埋設してある水道管を傷つけてしまい、急遽地区全域に断水のお知らせの印刷物を配布し、修理を行った事案がありました。また、近年では家庭への給水管の漏水の通報が多く、原因といたしますとパイプの劣化、経年劣化による場合がほとんどなのですが、そういった場合には道路から宅地内のメーターまで全てを取り替える配管替えを実施しております。

また、下水道管については、平成20年度に四万の国道でパイプの腐食による事故が発生したことを受けまして、対策として管渠内のカメラ調査を行い、計画的に更正工事を実施しております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）次に、水道本管、下水道本管が好ましくないところに配管されていないか伺います。

○議長（山本隆雄）上下水道課長

○上下水道課長（山田秀樹）お答え申し上げます。

中之条町の水道、下水道の建設においては、費用の面や早期に完成し、町民の皆様方に恩恵を受けていただきたいということで、公道ではなく、了解を得て私有地に管をふせている場所が多数ございます。年月が経過し、本管が入っていることを知らない地主の方も増えてきている状況だとは思いますが、支障となる事案が発生した場合には随時現場を確認し、最善の方法で対応したいと考えておりますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）実際に自分の土地に本管が埋設されているのが分からない地主の方がいるのと、竹林や樹木は植えてある場所の埋設管は、マンホール自体の設置箇所が分からないため、一層埋設箇所が分かりにくくなっています。何らかの埋設表示をされたほうがよいと思いますので、検討して

いただきたい。いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）上下水道課長

○上下水道課長（山田秀樹）お答え申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、現在竹林や林の中に入っている場所もございます。表示につきましての提案でございますけれども、道路上のマンホールについては、除雪等の目安とするため、道路脇に表示していることがございますが、民地に入っている場合の表示につきましては個人に知らせるだけになってしまいますので、現在は行っておりません。繰り返しとなってしまいますが、支障となる事案が発生した場合には随時連絡をいただきまして、最善の方法で対応したいと考えておりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壮次）ありがとうございました。これで私の質問を終わります。

○議長（山本隆雄）大場壮次さんの質問が終わりました。

次に、福田弘明さんの質問を許可します。福田弘明さんの自席でお願いします。11番、福田さん

○11番（福田弘明）議長からお許しをいただきましたので、新型コロナウイルスワクチン接種に関すること、また事業の申請手続の改善に関すること、町有施設の決裁手続の改善に関すること、以上の3つについて質問させていただきます。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種についてお伺いいたします。町民の念願であった新型コロナウイルスワクチン接種が5月から始まりました。この全世界を覆っている100年前のスペイン風邪以来のパンデミックの状況において、町民各位における不安、心配の程度は尋常なことではございませんでした。このような状況の下で、町民の方々は世界に誇る自律の下でこの状況に耐え、忍んでまいりました。そして、いよいよ念願の65歳以上の方へのワクチン接種が始まりました。まず、この全町民にワクチン接種を行き渡らせるという、今までに例のない非常に重大な重要な一大事業を献身的に取り組んでいただいている職員の方々に心から感謝とお礼を申し上げます。いよいよ始まりましたこのワクチン接種事業に、町長はどのような気持ちでお迎えになられたのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）福田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今65歳以上の接種が順調に進んでいる状況でございますけれども、その受付につきましては4月21日から始まったわけでございますけれども、ご承知のとおりコールセンターがいっぱいになってしまいまして、なかなか予約ができないというクレームがあったわけでございまして、大変ご迷惑をおかけいたしましたわけでございまして、改めておわびを申し上げたいというふうに思います。その後は順調に推移をしております、今申込み者のもう半分以上が第1回を終了したという状況でござ

ざいます。希望する全員のみなさんが早くこの接種ができて、そして集団の免疫が中之条町でできる。そして、一日も早く普通の生活に戻れるよう、そんな努力をしてまいりたいというふうに思っております。

いずれにしても、医師会の先生方、そして医療関係者の皆様、そして職員も含めてでございますけれども、今一生懸命努力をしておりますので、みなさんのご協力をぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）この事業の開始の際にコールセンターがつながりにくい状況の下、町は保健センターへ出向いても受け付けをしていただけるように手配をしていただき、迅速な対応を取っていただいたことに感謝を申し上げます。

さて、このワクチン接種は全ての町民の方々へ行わなければなりません。お伺いいたします。先ほど町長が半数という数字を述べられましたが、現段階の予約率にはどのような状況になっておりますか、そのへんをお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これにつきましては、保健環境課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）現在の65歳以上の方のコロナワクチンの予約の状況でございますが、5月27日現在になりますが、6,100人の高齢者に対しての85%の予約率になっております。

以上です。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）第1回目の注射、お受けになられた数は教えていただけますでしょうか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）5月31日までの接種の数になりますが、3,166の方が接種が済んでおります。予約した総数に対しての61%の方、1回目の予約の方に対して61%の方の接種が済んでいる状況です。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）全国の段階では平均で15.4%ということなので、半数近くの方が既に第1回をお済みになっているということで、スムーズに接種がなされているのかなと思っております。

さて、事情があるために接種できない方もおられると思いますが、できる方で対応できない方、取り残されている方があってはなりません。障害をお持ちの方への通知はどのように行われ、適切な連絡が取れ、接種いただいておりますのでしょうか。これについてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）今回の通知の方法につきましては、65歳以上の方、一律に郵送で接種券の発送をさせていただきました。併せてご家族のほうから転送希望、現在はおうちにいらっしゃらない、施設入所している、あるいは別のところにいるというようなご連絡も随時いただきましたので、そういった方につきましては個別に発送先を変えさせていただいて対応させていただいております。また、宛先不明等で返ってきてしまう案件もありましたので、介護関係等の情報と照らし合わせながら対応等もさせていただきました。

以上です。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）町民の方の中にはいろんな障害をお持ちの方がいらっしゃいます。目が不自由な方、また耳の不自由な方もいらっしゃいます。ぜひそういった方々に漏れないよう適切な連絡体制を取っていただければと思っております。

関連しての質問でございますが、例えば移動困難な方、体等の具合等によって、それらの方が自分で果たして予約できたのかどうか。こういった方への対応についての状況はいかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）移動が困難な方や体調不良に等によって連絡ができない方、電話についてもお電話もできない方等々いらっしゃると思うのですが、本人に限らず接種券の番号が手元にあれば代理でのお申込みを受けさせていただいております。介護のケアマネジャーさんから代理で申請をいただく、あるいはヘルパーさんから代理で申請いただく、離れているご家族が接種券を手元に用意をしていただく中で、ご予約いただくなんていうケースもございます。全てが網羅できたかというところに関しましては甚だ不十分な点はあったかと思いますが、可能な限り対応もさせていただいておりますし、また随時周知等もさせていただく中で、本人でなく周りの人が気づいてお声かけをしていただけるとありがたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）ケアマネジャーさんやヘルパーさんにも連絡を取っていただいているということは非常に対応としてよろしかったかなと思っております。ぜひ漏れないよういろいろと手を尽くしていただければと思っております。

続きまして、施設入所中の方々への対応状況についてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）施設入所中の方への接種の対応の状況についてお答えをさせていただきます。現在、施設入所中の65歳以上の方につきましては、6月の、今月中旬から接種が開始できるように接種希望者の取りまとめを各施設にお願いをしております。併せて、嘱託医の先生による接種になりますので、施設のほうで接種医と日程調整をしていただく中で町へ報告をしていただき、対応していくというところで準備させていただいている状況です。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）ありがとうございます。小規模な施設、お医者さん等がもういらっしゃるような施設も大きな施設でありますよね。そういう小規模な施設に対してもどのような状況になっておるのでしょうか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）小規模な施設、居宅の施設につきましては、デイサービスとかを利用している方になりますので、基本的には接種会場に来ていただく、あるいはちょっとこれからになりますけれども、かかりつけ医で受けられるような体制についても調整をしていきたいというふうに考えております。

全ての医療機関がかかっている患者さんの個別接種ができるかどうか、今調査をこれから始めていきたいというふうに考えておりますので、可能な限り対応ができるようお願いをしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）ありがとうございます。副反応の出現の状況についてお伺いいたします。今まで接種をされてきて、何らかの事案が発生しましたでしょうか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）副反応の出現につきましては、今のところ大きな副反応の連絡はこちらのほうにもありません。ただ、1例だけ接種後、手首の周辺に湿疹が出たと。その方、ちょっとアレルギー体質もありましたので、念のため2回目につきましては医療機関で接種をしていただくというような対応を取らせていただいているケースがございます。それ以外は今のところ報告をいただいております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）現段階で85%の方が予約なされているということなのですが、今後の未接種者への啓発はどのように行われるのか、お考えをお尋ねいたします。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）現在も毎日65歳以上の方が数名予約をいただいているような状況でございます。今後の接種スケジュール等も併せて、今後啓発につきまして検討しながら地域住民の方に情報提供をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）この第一段階の65歳以上の方への接種完了のめどはどのようになっていますでしょうか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）7月末までに2回目が接種できるように最終的な今、日程調整で各医療

機関の先生に日にちの調整をお願いしております。これで先生方のご協力いただければ、2回目接種、7月30日には終わるかなということで計画を立てさせていただいております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）よろしくお願いいたします。

さて、今後につきましては64歳以下の年齢層へ向けてのワクチン接種になるかと思います。12歳から15歳の方にも保護者の同意の下で接種ができるようになるとの情報もあります。64歳以下の年齢層へ向けてのワクチン接種に向けてのお考えを町長にお尋ねいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今65歳以上の接種を始めて混乱なく過ぎているわけでございますけれども、これから64歳から16歳までということになりますと、65歳以上の人数より多いわけでございますので、そしてまた仕事をしている人が多いというようなこともありまして、第1回目の65歳以上の予約の状況を、反省を踏まえていろいろ検討していきたいというふうに思っておりますけれども、まだ具体的に決まっているわけではございませんので、混乱がないような方法で検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）今検討中ということなのですが、現段階でどのような計画で進められるのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）先ほども申し上げたように65歳以上の方が7月末までということで、今スケジュールのほう立てさせていただいております。64歳以下の方につきましては、それ以降、8月になってからの接種が始まる予定かなということで、今これから先生方とも日程のほう調整をしていきたいというふうに予定しております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）64歳以下の方というのも現役世代の方が多数いらっしゃいます。なものですから、例えば予約日につきましても特定の日、金曜、土曜、日曜等に重なることも考えられますし、また県のほうでもワクチンの接種センターを開設するというような案内も新聞等で出ております。こういったところでも町民が利用できるのか。また、65歳以上の方の際にも基礎疾患のある方、優先順位です、こういった優先順位を設けられるのか。私は、例えば保育や学校関係者、また消防従事者、そして何よりもこのワクチン接種を実施している職員の方、こういった方を私は真っ先に優先接種者として、私はやっていくべきではないかと思っております。このような点について分かる範囲でよろしいのですが、お答えいただければと思います。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）まず、最初のご質問の金曜、土曜、日曜日の接種につきましても、それ

も踏まえた上で日程のほうは今後調整というか、検討していきたいというふうに考えております。ただ、従事をさせていただく方々の予定もございますので、今の段階で土日ができる、あるいはできないというところは申し上げられないので、今後の検討次第ということでご理解をいただければありがたいと思います。

それから、県のワクチン接種センターにつきましては、本日の新聞で報道もされておるかと思いますが、Gメッセで予定をしているというお話を実は昨日の夕方、こちらにも初めて知ったところでございます。そのワクチン接種センターについての対象は県内どこの地域も対象になるというような情報をいただいておりますので、町としてもそちらを希望する方が受けられるような対応はしていきたいというふうに考えておりますが、詳細についての説明がまだ全く行われておりませんので、今後それらの情報を確認しながら検討をしていきたいというふうに考えております。

また、優先順位につきましても基礎疾患のある方等、当初から周知のほうをさせていただいている資料の中にも入っていたかと思いますが、それ以降、先ほどおっしゃったように高齢者施設の従事者、あるいは学校関係の職員等々いろいろな分野の方々の優先接種についてのお考えが提案をされております。町としましてはどういう形で優先接種の人を決めて対応していかなくてはならないかということも、実は今の課題となっております。ただ、介護施設の従事者につきましては、常にそういった方々と、65歳以上の高齢者の方々と接する機会が毎日ありますので、高齢者施設の接種と併せて介護施設の従事者につきましては、優先接種で対応していきたいというふうに今考えており、各施設に連絡をさせていただいているところでございますので、よろしくお願いいたします。それ以外の優先接種につきましても、すみません、今の段階ではっきりしたお答えはできませんが、今後の検討課題ということでご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）65歳以上の接種の際に予約の方法については少し問題点があったかなと思っております。この予約の方法につきましては、全国各自治体の方がいろいろ知恵を絞って対応しているようですが、私的には若い世代の方の場合にはたぶんインターネット等利用される手続の方が多いのかなんて思っておりますので、そういう方も含めて電話でもあれなのですが、予約日については抽選方法というのですか、それがほかの自治体を見ても比較的順調に公平にいつているかなんて思っておりますが、この抽選方法の導入についてもぜひお考えいただきたいのですが、そのへんはどう考えでしょうか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）予約方法につきましても現在検討しております。議員提案いただきましたその抽選方法、あるいはインターネットの方法、それらも踏まえまして検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）よろしく検討をいただきたいと思っております。

さて、接種場所なのですが、今までは開封後5日間のうちに接種というようなことで、なかなか取り回しというのですか、保管方法難しい面がありましたが、この保管方法が冷蔵期間については5日から1か月に変更されたと聞いております。これは、こうなりますと現場の対応も非常にし易くなるかなんて思っております。そういった中で、例えば四万診療所や地域に出向いてというのはやはり以前聞いたときには振動の問題もあると聞いておりますが、やはり難しいのでしょうか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）今、町は集団接種を主にやっていますので、中之条1か所、六合1か所、そちらにワクチンを運んで接種をしております。今後始める高齢者施設の接種につきましては、高齢者の施設に出向いていただいて、先生方でその会場で接種をしていただくという形になりますので、それにつきましても保健センターからワクチンを打っていただく先生の施設に運び、先生とともにワクチンが接種会場に運ばれて打つということになりますので、今までのことを考えると、5日以内に使い切る量のワクチンをその都度運ばなければならないという手間が発生しましたが、今回1か月ということであれば、1か月間の中で受けられる人数の必要ワクチンを1回に運べるということでのメリットは大きいかと思います。今後個別接種も全ての医療機関が個別でうちはやるよと言ってくれば本当にどこでも受けられる体制ができるかなと思うのですけれども、個別接種ができる形であれば個別の医療機関にまた町からワクチンを運んで、そこで打っていただくという体制が整いますので、それらを推進していく形で接種も進めていければありがたいというふうには考えておりますので、そういった面でもワクチンの保管期間が1か月になったというところでは大きくメリットがあるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）ワクチン接種個別対応ということも検討されているということですが、現在の体育館は夏になりますと非常に環境が蒸し暑くなって大変かなんて思っております。ぜひそのへんも考慮いただければと思っております。

次の質問に移らせていただきます。福祉自動車利用料金助成事業の申請手続の改善に関することでございます。新年度事業で福祉自動車利用料金助成事業を創設し、より重度の移動困難な方への福祉向上をいただきました。非常に私はこういった、何ていうのですか、自分の体も思うように動かせない、こういった方へのこういった形で配慮いただくというのは、非常に私はうれしく思っております。このへんについて町長、お考えを、この事業をつくっていただいたお考えをお聞かせいただきたいのですが。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これにつきましては昨年の12月議会に福田議員から福祉タクシー利用料金助成事

業の改正についてということで一般質問いただいたわけございまして、その後事務的に検討をさせていただいて、今年度から福祉自動車利用料金の助成を新規事業として実施をしているところでございます。みなさんの周知をしてから実施ということでございまして、5月から受付を開始したところでございますけれども、もう既に4件の申込みがあったということでございまして、地元でこういう福祉タクシーを運行する会社があるというようなこともありまして、手軽に使っていただける制度になったのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）既に4件の実績あるということで、非常にこれは喜ばれているのかなと思っております。

次に、この利用に伴う手続については、申請書、報告書及び助成金請求書というのを提出しますが、助成金申請書、これ事前に出すやつですね。利用者本人による届出は身体の状態を思うと考えられません。高齢配偶者による申請となり、役場まで出向くこと自体重荷となることが考えられます。若年世代においても緊急な事態に対応がままならないことが考えられること。また、高齢世代の利用者についての状況は介護等で既に把握できていることなので、事前の登録、もしくは電話、同居外親族等によるインターネットを介しての申請受付対応ができるように、ぜひ改善を図っていただきたいのですが、これについてお考えをお尋ねいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、住民福祉課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶）議員おっしゃるとおり、助成を受けるためには福祉自動車利用希望日までに申請書を提出していただくことになっております。これは、対象者としての資格を確認をさせていただく必要がございますので、提出についてはご理解をいただきたいと思います。しかしながら、資格に変更がない期間での2回目以降の申請ですとか、急遽使用することになった場合などについては、利用される方の状況を考慮し、柔軟に対応をさせていただきたいと思っております。

実際申請のあった方で、個人的なことまで詳しいことは申し上げられませんが、議員おっしゃるとおり高齢者ご夫妻の家庭におかれましては、例えばなのですが包括支援センターのほうで担当している職員が直接お宅のほうに出向きまして、申請書の作成をお手伝いしたりとかで申請書を預かって提出するというような手段も実際は取らせていただきました。また、インターネットでの申請につきましては、国の施策としても申請手続等のデジタル化を加速するために押印廃止が進んだこともありまして、中之条町といたしましても町全体で諸手続のデジタル化に向けて検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）ぜひ改善のほうを図っていただきまして、利便性の向上につなげていただきたい

と思っております。

関連して質問なのですが、広報、PRです。ホームページに新しく始まったこの事業そのものがまだ紹介されていないのですが、やはりこういったところにきちんとPRするということが大切かと思うのですが、そのへんいかがでしょう。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶）議員ご指摘の新事業の広報についてですけれども、まず一斉にみなさんに公平にお知らせするということが念頭にありまして、町広報におきまして5月号に掲載させていただきました。それと同時に本来であればホームページにも掲載すべきところでしたが、事務が遅れてしまいまして大変申し訳ございませんでした。企画政策課のほうに依頼いたしまして、本日現在ではホームページのほうに新着情報として掲載されております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）どうもありがとうございます。

最後に、ゆうあい荘利用料金支払いの手續の改善に関することについてお伺いいたします。この案件につきましては以前質問させていただいた結果、納付書による支払い方法を取り入れていただきました。しかし、依然として現金の工面、指定決済利用機関へ出向かなければならないことなど不便がございます。ぜひもう一度、もう1段階、利便性の向上に向けた検討いただいて、口座引き落としを利用できるよう改善を図っていただきたいと思います。

併せて、施設に迷惑がかからないような急な資金繰りにも対応できるクレジットカードからの引き落としについても検討をいただきたいと思います。なぜかといいますと、両親が入所している場合、世帯によっては毎月40万円以上の支出もあり得ることもあります。家庭の事情等により資金繰りが大変になることも考えられます。ぜひこういったことについてもご配慮いただければなと思っております。お考えをお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これにつきましては令和元年の12月議会において福田議員から会計システムの変更についてのご質問をいただいたところでございます。以前の利用料金につきましては、ゆうあい荘のみで支払いができたということでございますけれども、このコロナ禍において面会もなかなかできないという状況の中で、利用料をお支払いいただくための家族の利便性を考慮していただいて、今月、今年の3月から支払い分については財務会計の納付書によって納付していただくことになりました。これは、役場でも銀行でも結構でございますけれども、そういった利便性は図られたということでございますけれども、さらに口座払いについても現在検討しているところでございまして、今会計課に依頼をして金融機関との調整をしている段階だということでございまして、より便利になるかなというふうに思っているところでございます。

しかし、今クレジットカードということでございますけれども、クレジットカードの支払いについては前にもご答弁をさせていただいたとおりでございますが、３％から４％の手数料を町で払うというようなことでございます。こういったものを利用料金がゆうあい荘に入所すると６万円とか７万円かかるわけで、その３％、４％というのは大金でございます。なかなか経営が厳しい中でございますので、これについては検討課題ということにさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）１１番、福田さん

○１１番（福田弘明）当初はゆうあい荘で支払うということで、その際家族の方もおいでになって面会もできるというようなこともお伺いして、ああ、それもありだなと思っております。ただ、入所の方には中之条町外の方もいらっしゃるし、やはり毎月の手続ですか、不便を来すこともございます。ぜひこの講座払いについてもご検討いただければと思っております。

また、クレジットカードについてはやはり手数料と、そこがネックになるかと思うのですが、今医療機関においても随分カード決済が進んできております。そのへんも含めて検討をいただくということなので、ご検討いただければと思っております。

ともかく前向きなご答弁いただきましたので、ぜひより一層の改善に向けてご努力をいただけること祈念申し上げまして、私の質問をこれにて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本隆雄）福田弘明さんの質問が終わりました。

ここで一般質問の途中ではございますが、換気のため暫時休憩とさせていただきます。再開は１０時５０分とします。

（休憩 自午前１０時３８分 至午前１０時５０分）

○議長（山本隆雄）再開します。

引き続き一般質問を行います。

次に、山田みどりさんの質問を許可します。山田みどりさん、自席をお願いします。１番、山田さん

○１番（山田みどり）それでは、通告に従いまして、６月定例会議一般質問を始めたいと思います。

私は、学校でのＩＣＴ教育について、六合中学校の後援会について、そして博物館ミューゼの体制について、３つ質問させていただきます。

まず１つ目に、中之条町のＩＣＴ教育について質問をさせていただきます。ＧＩＧＡスクール構想によって、児童生徒１人につきタブレット端末が支給されて、今現在学校で使われているわけですが、授業時間が増える中、新しくＩＣＴ教育が導入され、教員研修の時間が大変増えているのではないかと。教員のそういった実態の聞き取りや授業の状況など、どのように把握されているのかお聞きします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一） 議員お尋ねのＩＣＴ機器が授業でどのように使われているのか、これにつきましてお答えをいたします。４月からＩＣＴ機器を使った教育活動がスタートしておりますが、六合地区におけるインターネット環境の整備や学習支援ソフト、ミライシードの導入が計画どおりに進まず、各小中学校とも思うようなスタートが切れていない現状もございます。そのような中ではありますが、教員それぞれが授業でＩＣＴ機器を有効に使う場面の模索を始めております。具体的にはこれまでコンピューター室でしかできなかったインターネット上での調べ学習を、１人１台端末を使って行っております。２つ目に、今年度導入いたしました算数科、数学科で学習者用のデジタル教科書、これに入っておりますドリル機能を使いまして、自分に合ったペースで学習を進めております。３点目といたしまして、教科書に掲載されているのですが、ＱＲコードを１人１台端末で読み取りまして、参考資料を見たり、関連する動画を視聴したりしております。４点目に、１人１台端末に掲載されておりますカメラ機能を使いまして、自分の発表している姿、あるいは体育で演技している姿、そういうものを録画して効果的に振り返りを行っております。また、５つ目として、教師用端末のデータをプロジェクター等の大画面上で視聴して、学習課題をつかんだり、問題解決に向けて話し合いをしたりしている状況でございます。

○議長（山本隆雄） １番、山田さん

○１番（山田みどり） 今まさに始まったばかりの状況ですけれども、小学校では教科担当制などをされて、受け持つ教科など分担して教員の働き方改革などを進めているというお話を聞きました。タブレット導入というのは非常に教員の中でも得意、不得意な教員もいらっしゃると思います。そういった負担になっているという現状があります。今県費でそういったＩＣＴ教育に対しての補助職員が週に２回来ているという話ですけれども、私も小学校の授業を見学させていただいて、算数の授業でデジタル教科書を使っているお子さんの様子を見させていただきましたけれども、まだ児童の中にはこのログインに手間取ってしまって、もう授業がどんどん進んでしまっていると、そういった状況が見受けられたり、またタブレットを拡大したり小さくしたりという、そういう作業が、動作がありますので、お子さんがどうしても手を動かしたりとか、画面をじっと見たりとかという、やはり落ち着きのない状況下が生まれているというのは現状だと思います。担当教員が今、お１人でそういった授業を行うということは、特に導入時期、ましてやこの低学年のお子さん、児童の場合は補助教員をつけるなどの対応が必要だと思いますが、その点についてお聞かせください。

○議長（山本隆雄） 教育長

○教育長（宮崎 一） 補助教員の状況ということでございますが、先ほど議員のほうで触れていただきました教育ＤＸ推進スタッフ、これは今年度県費で配置をしていただきました。この教育推進ＤＸスタッフの配置によりまして、少しでも現場の先生方の負担を減らすということが１つの目的でありまして、そしてさらに児童生徒がＩＣＴ機器を活用することができるよう、できるだけスムーズに使えるように、今現在取り組んでいただいている最中ということでございます。

○議長（山本隆雄）1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）県費の職員の方がついているということですが、町費での職員の方が今 5 名ほどおられるかと思いますが、またさらに 1 人増やしていただいて、やはりこういう導入時期というのは、やはりその苦手意識を持ってしまってというお子さんもいるかと思いますが、学習に支障がないような形で適切な職員をつけるなどの検討はしていただきたいかなというふうに思っております。

次に、子供に与える影響について質問をさせていただきます。このコロナ禍でスマホやタブレット、パソコンを利用し、ソーシャルメディアに関わる時間が大人だけでなく子供も圧倒的に増えています。長時間の利用は視力だけでなく、精神的な疾患の要因の 1 つにもなっているという研究結果も出ています。長時間にわたって、学校だけでなく家庭でもそうですけれども、睡眠時間の低下や集中力の低下、ワーキングメモリーの低下など、様々な原因になっているということです。特にこういった機器を使うと、使用することで脳内ではドーパミンが出されて、繰り返し使いたくなる、依存症のような状態になると言われています。こういう機器を開発した I T 企業のトップたちは、こういう状況になることを既に知っていたから、スティーブ・ジョブズやビルゲイツは自身の子供にはスマホやタブレットは持たせなかったという話があります。

成長期の子供に与える影響を考えれば、前のめりな I C T 教育、これは子供たちの教育を逆に妨げる可能性があると思います。今は一部の授業で使われていますけれども、今後取り入れる授業も増えてくるというお話がありました。アウトメディアの推進に早くから着目されて、教育長は非常にこういったことを危惧されていると、影響を危惧されていると思いますけれども、今後こういった国の事業として D X がどんどん進んでいますが、どのような形で町の教育を進めていくか、ちょっとお聞かせください。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）議員お尋ねの I C T 機器を使うことによつての子供たちに与える影響ということだと思うのですが、まず I C T 機器を使うことにつきましては、本町で、先ほどおっしゃっていただいたようにアウトメディアということで、委員会等立ち上げさせていただいて進めている最中でございます。場合によってはこのアウトメディアを推進することと相反する取組ともいえる部分もあるのかなというふうに思っております。特に I C T 機器を使うことのデメリットという点では 4 点ほど指摘をされております。1 点目が、やはり視力の低下、これを筆頭とした長時間使用による健康被害、これ先ほど議員のほうからお話いただいた内容です。それから、2 つ目に、手書きの学習が少なくなることによる書く力の低下。それから、3 点目に、話す、聞くなどの人と人との関わりの減少。4 点目に、安易な検索による粘り強く自分で考える力の低下。こういった点が指摘をされているところでございます。

今お答えしましたどちらかというとデメリットの部分、これにつきましては児童生徒が I C T 機

器を使用する場面が増えれば増えるほど、やっぱり児童生徒に大きく影響していくのだろうなということが想定されます。したがって、ＩＣＴ機器の使用を進めるにあたりましては、そのメリットもあると思います。そして、今申し上げたデメリットをしっかりと把握して、アウトメディアの観点からもデメリットを最小化していくように留意して、教育活動に取り入れていく必要があるのかなというふうに思っております。

デメリットを最小化していく方策としましては、ＩＣＴ機器の使用の決まりを作成しまして、端末の正しい使い方と教員と児童生徒が共通理解、これをしていく中で活用していくことが大事であろうというふうに思っております。また、指導するやっぱり教員の側がＩＣＴ機器の使用を、これを使用することを目的としないで、学びをより充実させるための手段の一つ、こういうふう to 実施して適切に活用していくことが、児童生徒にとって最善であろうというふうに考えております。そういう中で、先ほど申し上げましたように導入をしていただいたところなのですが、まだまだなかなか進まない部分もあります。例えば県教委のほうも過日、私どものほうと教育委員会訪問ということで、教育事務所の先生がお見えになりました。５月10日にやったわけなのですが、これ管内の校園所長さん全て出席をしていただけてます。その中で、まずは授業におけるＩＣＴの活用ということでステップゼロからスタートしてくださいと。それは、できるところから使い、端末になれ親しむ段階であろうと、こういうことですので、やっぱり焦らずにしっかりとＩＣＴ機器のメリット、デメリットを踏まえながら活用できるといいなというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）１番、山田さん

○１番（山田みどり）やはり不安に感じるところは、子供に対しての学びのツールではあるのですが、やっぱり子供たち興味津々で非常に楽しく授業を行っている、そういう様子を見ると長時間、時間は20分使ったら目を休めましょうとかというルールなんかも決めていらっしゃると思うのですが、やはり身体的な精神的な影響も非常に多いのかなというふうに思います。

今後、以前も学校では睡眠時間の調査だったりとか、いろんなアンケートを取ってお子さんの様子を非常に調べておられると思うのですが、引き続きこういう機器を使うということで、そういったことをちょっと根幹に据えてアンケートを取っていただいたり、お子さんの様子を逐一やっぱり確認しながら授業を丁寧に進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、六合中学校の後援会費についてちょっと質問をさせていただきます。六合中学校の後援会というのがありまして、これはかなり前からあるというお話ですが、この後援会費ですが、班長、区長を通じて班長さんが全戸に回って集めているというお話を聞きました。この後援会費についてはどのように使われているのか、その収支についてお聞かせください。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）これにつきましては、こども未来課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）議員お尋ねの六合中学校後援会の趣旨、また活動等につきまして最初にお答えをいたします。趣旨といたしまして、人間性豊かな全人教育を達成すべく、地域住民の熱意を子供たちに伝え、中学校教育に寄与することが目的とされております。また、現在の後援会につきましては平成5年4月1日の六合中と入山中の統合による新六合中学校開校と同時に発足したと聞いております。主な事業としては部活動の推進、生徒活動に関すること、またその他、会の目的を達成するために必要なこととされております。

後援会費の支出の内容でございますけれども、内訳を見ますと、部活動の各種大会の参加費でありますとか、部活動への補助金、またユニフォーム代などを支出しているということでございます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）この後援会の発足については、やはり子供の児童の数の減少がありまして、地域でもこういった学校を応援したいという思いで発足されたのかと思います。また、保護者負担のことも考えてということだと思いますが、そういったお気持ちは十分理解できます。しかし、全戸に配布されている文書には六合中学校の校長名で書かれています。校長名が書かれているということは、公的な文書になるのではないのでしょうか。文書には賛同いただける方という前置きがありますが、近所の目もあり払わなければいけないかと、年金から出しているという高齢の方もいます。このことについてはどのようにお感じになれるかちょっとお聞きします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）今ご質問ありました依頼通知も私どもも取り寄せてといたしますか、いただいて目を通してございます。後援会の組織自体につきましては、議員おっしゃったように保護者の方と教職員、そしてご賛同いただいた地域の皆様で組織運営する任意団体というふうに認識しております。通知を見させていただきますと、先ほどお話がありましたように後援会長、PTA会長、そして学校長、この連名で送付しておりますけれども、関係いたします学校の当事者、代表というようなことで校長名につきましても名前を連ねているのかなというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）もちろん関係するから名前が載っているのですけれども、やはり印象として見れば公的な文書として効力が発せられるのかなと、そういうこともあります。また、保護者の方には2,000円、お子さんのいない家庭には1,000円という金額が提示されております。後援会費ということであれば、金額の提示というのも、これも非常に負担に思う方もいます。後援会費の集め方は今後検討いただくことも必要ですし、また町民の方の中には義務教育なのに町民に負担を強いるのかと、これは税金の二重負担ではないか、そういった声も聞かれます。保護者地域の負担を考えれば部活動費だとか、ユニフォーム代、もちろん保護者が支払わなければならないものもありますけれども、教育予算としてこれを補助することができないのでしょうか、聞かせください。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）議員お尋ねのこの後援会費の支出の中で、先ほど課長のほうから答弁をさせていただきましたけれども、部活動に関することが多いのかなというふうに思います。部活動につきましては、それぞれの部で必要なものが異なるため、多くの学校では徴収した生徒会費から配分された部費や部活単位での保護者会費等で賄っているという実情がございます。六合中学校におきましては、やはり小規模校でありまして、保護者だけでは負担額が多くなってしまうために生徒の活動を地域で協力していただいて援助していくと、そういう趣旨で後援会が始まったというふうに認識をしております。私としても子供たちのために地域の方々が一生懸命になってやっていただいている、大変ありがたいことだなというふうに思っております。

そして、後援会費の支出の内訳を見ますと、先ほどありましたように部活動の補助金、ユニホーム代等に支出をいただいておりますということでございます。そういう部分につきましては、教育委員会ではどうなのかということでございますけれども、教育委員会といたしましては町内各小中学校の教育活動に係る教育予算の計画的な執行にこれまで努めているところでございますが、やはり厳しい財政状況の中で全ての予算を確保するということは困難な状況というふうに思っております。このような状況ではありますけれども、授業で使用する備品、あるいは器具等、共有のものにつきましては全生徒が対象となるために教育予算の中で計画的に購入しております。

一方、部活動で使用する用具等につきましては、その部活動ごとに必要な物品が違ふことや、あるいは物品によってはかなり個人的な要素も含まれてくるということから、事業で全生徒が使用する備品等とは若干異なるのかなというふうに思っております。しかしながら、例えば吹奏楽部の楽器などにつきましては、非常に高額のものがございますので、そういうものにつきましては個人等での購入が難しいことから、学校からの申出によりまして計画的に教育予算で購入をしている部分もございます。また、関東や全国大会への、これは運動部活動だけではございません、関東全国への出場につきましては、派遣費として町予算から旅費、宿泊費、食事代等の補助を行っておりますので、ぜひ現状でご理解をいただければというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）六合地域の現状を見れば、非常にそういうふうな後援会の協力が無いということなのですけれども、しかしながら、中之条町において六合の地域と中之条の地域と、そういった負担を強いる、六合の地域だけ負担を強いるというのは非常に不公平だのではないかなというふうに思います。できる限りこういった教育予算で賄えるところは補助していただいて、そんなに高額な金額では、見てみますとそんなに高額な金額ではないので、そういったところも補助、検討をしていただきたいなというふうに思います。

続きまして、歴史と民俗の博物館ミュゼについて質問させていただきます。3 月議会及び5 月臨時議会において答弁された具体的な対策が示されておられません。また、5 月議会で教育長の発言に

おいても、幾つかの質問をさせていただきます。今、忍者資料などを保管している旧西中学校のセキュリティの問題について、具体的な対策が取れているのか、またそれはいつまでに実施できるのかお伺いします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）議員お尋ねの旧西中学校におけますセキュリティの問題についてお答えをいたします。過去にも関常明議員さんから一般質問でご指摘を受け、検討した経緯がございますが、膨大な資料を保管できる場所は西中学校以外に今のところなくて、セキュリティ等の問題はございますが、本日に至っているのが現状でございます。しかし、この件につきましては既に警備会社と連絡を取っておりまして、近々現地確認を実施した上で対策が提案される手はずとなっておりますので、セキュリティ対策が可能となれば、できるだけ早期に対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）誰でも侵入できてしまう場所というか、中学校の敷地内は誰でも入ってしまっていて、施錠はされていますけれども、そういったセキュリティの問題については非常に心配されている方も多いと思いますので、早めに対策を取っていただきたいというふうに思います。以前に視察させていただきましたけれども、保管状況を見ると本当に教室に置かれているという状況です。旧西中学校は廃校されて、特にいつも誰かが入ってきてというわけではなくて、湿気だったりだとかという、保管状況も非常に心配な状態なのかなというふうに思います。保管状況を見ると、長い期間あそこに置いたままというわけにはいけないと思うのですけれども、今教育長が西中学校しか、特に場所がないということでしたけれども、すぐさまこの保管場所に関してはそういった対策が取れる場所に移動するようなことも必要になってくるのかなというふうに思いますけれども、今のところどのような形で検討されているかお聞かせください。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）これにつきましては、生涯学習課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）議員ご指摘のとおり現在の保管状況では湿度、温度、光などによる影響で、収蔵品に対しては最適な状況ではないと思っております。この件につきましても、過去に関常明議員さんの一般質問でご指摘をいただき、保管場所についてミュゼ近隣の空き家や蔵の利用を検討いたしましたが、適切な建造物が見当たりませんでした。したがって、現状の保管施設におきまして収蔵品の整理とともに、こまめに点検等を実施する中で保管をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（山本隆雄）1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）せっかく寄贈いただいたものが、そういった保管状況によって傷んでしまわないように、しっかりとそういう対策は今後早急にやっていただきたいなというふうに思います。

5月の臨時議会での答弁について、ちょっと聞きます。和歌山県、九度山・真田ミュージアムの貸出しをしていたことが判明したという教育長の答弁がありました。3月議会や5月臨時議会で一般質問や委員会で私たちが質問したりだとか、委員会の中でも質問したりとか、同僚議員が質問した経緯があります。山口館長とのやり取りは十分していたはずですけども、なぜこの九度山に貸し出していたことが判明したのがこんなに遅れたのか、この理由を教えてください。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）3月議会以降、館長とのやり取りの中ではみんぱくにおける展示品の経緯等、状況説明を聞き確認はしましたが、和歌山県九度山の話はございませんでした。そのような中で、5月18日に係長より報告があり、19日、館長への状況確認を行い判明したわけでございます。以上でございます。

○議長（山本隆雄）1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）以前課長はこういった貸出しについては報告義務がないので知り得なかったと、そういうお話をされましたけれども、これは大変信じられないことです。3月議会ではまだ資料の整理も済んでいないから、貸し出すということはないという答弁があったと思います。しかし、3月15日には九度山へ引渡しをされていると。文教民生常任委員会が3月26日に保管されている資料の視察に行きましたけれども、その際にも山口館長からそういった話が一切出てこなかった。これは、意図的に隠しているということはないですか。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）まず、資料の貸出し決定については館長の許可となっております。確かに判明遅れにつきましては情報の伝達や事務の流れにおいて滞りが発生したと考えております。以上でございます。

○議長（山本隆雄）1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）教育長はこうもおっしゃっていました。館長を非常に信頼していると。信頼されている方からこういった事実の共有ができていないというのは、管轄する教育委員会としても、これは責任が非常にあるのかなというふうに思います。その点についてもご指摘させていただきたいと思います。

3月議会の中で、ちょっと打合せさせてもらっていないですけども、トイレの前に展示している忍者資料について、寄贈でも寄託でもないということはどういうことでしょうか。トイレの前の展示されている忍者資料の扱いについてちょっとお聞かせください。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）確かにお答えの中で寄贈でも寄託でもないとお答えいたしました。現状

ではお預かりをしているという状況でございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）預かっているということは、借用書というのがあると思うのですが、回答の中には借用書がないということでした。これ借用書がないということはありません。ミュージの管理規則にも借用書のことが書いて明記されているわけですが、これについては説明をしてください。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）お答えいたします。

借用書につきましては、約2年前になるわけですが、当時の担当者にも聞き取り等を行いまして、記憶の中にはそのときの状況を把握といいますか、そのときのことを覚えているというようなことで、借用書、要は借りたという借用書のものはあるのではないかとこのところまでは当時の担当者の聞き取りにより判明しております。まだそれにおきまして、その当時の書類についてはまだ確認は済んでいない状況でございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）早急に確認をしていただきたいと思います。そういったいいかげんな体制だと非常に困るのではないのでしょうか。

質問をちょっと変えます。寄贈を受けるかの判断というのは、今現在山口館長が1人でされているのでしょうか、聞かしてください。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）お答えいたします。

館長の判断で行われております。

○議長（山本隆雄）1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）寄贈を受けるにはその資料の価値もいろいろあります。その資料を整理して保管し展示する、それにどれだけの予算がかかるのかということも審議した中で受け入れるのが、受け入れて判断する、寄贈するかどうか判断するのが博物館にとっては常識だそうです。町営の博物館で予算に関わることなのに、町長を含め教育長が知らないままに館長判断で寄贈が行われているということは、これは非常に問題だと思います。これは、すぐさま改善していただきたいというふうに思います。その点についてお聞かせください。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）では、館長と相談の上、今後の方針を定めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（山本隆雄）1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）ぜひ本当に在り方については今後、本当に改善する部分が非常に多いのかなというふうに思います。

また、5 月の臨時議会で教育長の答弁に、内部告発というのは言い過ぎかもしれないが、職員の中で不仲があったという内容で答弁がありました。内部告発というのは非常に言葉として重いものだと思います。教育長がそのような認識ということは、勇気を持って進言した職員にとって不利益にならないか非常に心配な発言だと思います。教育長、その点についてお聞きかせください。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）今議員がおっしゃいました内部告発という私の発言でございますが、おっしゃるとおり5月21日の、これは臨時議会の休憩中です。急遽要請がございまして、また議場のほうに戻りまして発言をさせていただきました。これにつきましては、臨時議会の冒頭で、これは教育長として事務の統括並びに所属職員の指揮監督につきまして反省を述べさせていただいたわけですが、このこととも関連してのものでございます。内容といたしましては、発言内容といたしましては、今議員おっしゃったような内容で、「ミューゼ内部でも内部告発という言い過ぎと思うのですが、人間関係がどうもうまくいっていないところも散見される、そういうところも含めて私どもも入って体制を整える中で、館長中心のミューゼの運営が再スタートできればありがたいと思っております。」と、たぶんこんなように申し上げた記憶がございまして、資料等も何もないものですから、突然の要請で私、話をさせていただいたので、そんなふうに記憶してございます。このことにつきましては、今後まずはどういう状況があったのか、関係者に聴取をする中で明らかにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本隆雄）1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）館長含め4人の職員だったと思いますけれども、その中でこういう不信な、不仲だということですから、やはり体制、また職場の体制なんかも非常によくない状況になったのかなというふうに思います。その点についてもしっかりと今後、今までの答弁を聞かせいただくと、非常に体制的にも、博物館の体制としても不備が非常に多いというところで改善していただきたいというふうに思います。

これまでのミューゼの運営状況を考えると、問題は人員の不足、管理体制を館長に任せたままになっているということ、また取扱いについてもいいかげんな部分が常態化しているということがあると思います。ミューゼの管理責任者としての教育委員会、教育長、この問題についてはどのように対応していくのか、具体的なところを、特にその人員のところ募集をかけていると思うのですが、その点についてちょっとお聞かせください。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）先ほども申し上げましたけれども、5月21日の臨時議会の冒頭、これは私資料
持っておりまして、自分の言ったことは先ほど申し上げましたように、教育長として事務の統括並
びに所属職員の指揮監督、これにつきましては私の識見の貧しさ。よって、反省しておりますとい
うことでお答えをさせていただきました。これにも関連して今議員ご質問がありましたように、人
員の問題でございますが、議員ご指摘が今ありましたとおり、問題の要因の1つには人員不足があ
るというふうに私は思っております。この現状を打開するために学芸員有資格者の募集を実は実施
しました。4月当初。でも、残念ながら現時点において該当する人材の確保には至っておりません。
従いまして、早急に人員不足を補うためにも今後は募集資格をまずは緩和して、有資格者以外の方
も対象として人材の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。また、今後のことにな
りますけれども、年度末人事異動、あるいは採用等も視野に入れまして、組織の充実に努めてまい
りたいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）今のミュゼの人手不足、あれほどの資料を整理して、今後活用していくという
中で、今の、現状の人員では大変厳しい状況だと思います。すぐさまそういう体制の改善をしてい
ただきたいというふうに思うのですけれども、こういったミュゼは町営の施設でありますから、最
終的な責任は町長にあられると思います。町長が博物館ミュゼの本来の在り方はどのようにお考え
になっていますか。

○議長（山本隆雄）通告がございません。

○1番（山田みどり）通告がなくても、これは町の施設ですから、町長がどのように考えているのか
……

○議長（山本隆雄）発言を停止します。通告がございませんので。

○1番（山田みどり）必要なことなので、質問をしています。

○議長（山本隆雄）通告がございません。

○1番（山田みどり）ミュゼの……

○議長（山本隆雄）発言を停止します。許可していませんから、発言を。

では、ミュゼの関係でやってください。教育長へ。

1番、山田さん

○1番（山田みどり）町長が答弁されないというのは非常におかしいかなと思います。町の施設のこ
とで町長がその予算のことだとかはどうしていくか、教育委員会と連携しながら考えていくこと
です。それを答弁しないというような答弁拒否をするというのはちょっと考えられないと思います。

このミュゼに必要な人員、予算、今後必要なものをきちんとつけていただいて、今までやはり数々
の質問を同僚議員が一般質問や委員会でさせていただきましたけれども、なかなかこの的を射た答
弁をいただけなかったり、はぐらかされたりというふうなところが非常に見受けられました。やは

り体制の強化と、今まで館長1人でやっていたという、その体制を見直しをしていただき、貴重な町の財産である文化財であるものをきちんと管理し、活かしていく、これは非常に必要なことです。そのためにも町長にご意見を聞かせていただきたかったのですけれども、お答えをいただけないということなので、私の質問は終わりにしますけれども、今後町長も非常にこの問題については真剣に考えていただきたいというふうに思います。

私の一般質問は以上です。

○議長（山本隆雄）山田みどりさんの質問が終わりました。

次に、佐藤力也さんの質問を許可します。佐藤力也さん、自席でお願いします。2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）議長の許可をいただきましたので、令和3年6月定例会議におきまして通告のとおり一般質問を行います。本日は7つの項目について質問を予定しております。

まず初めに、今後のイベント開催についてお伺いいたします。新型コロナウイルスの影響で令和2年度における町主催のイベントや大会のほとんどが中止に追い込まれました。コロナ収束を見込んだ部分と対策を施しての開催を視野に令和3年度当初予算を組まれたことと推察いたしますが、感染拡大が収束を見ない中で、今後のイベントをどのように開催していくおつもりか。また、イベントが中止となり、町の魅力を発信する絶好の機会を失ったのは大変残念ですが、コロナ禍で疲弊した財政の健全化も含め、イベントにご協力いただく町民がやりがいを感じ、町内外からたくさんの参加が期待できるような、町にとって真に必要とされるイベントは何か、見直しを図るよい機会ではないかとも思いますけれども、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）佐藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

令和3年度における実施予定の各種イベントにつきましては、新型コロナウイルスの感染予防対策を行い、みなさんに安心して参加いただけるよう細心の注意を払って取り組み、事業を実施していきたいと考えております。しかしながら、今年も全国一律ではございませんけれども、緊急事態宣言が発令され、群馬県においても蔓延防止等重点措置の対象地域が指定されているのが現状でございます。また、心配されるのが全国で拡大をしている変異した新型コロナウイルスによる感染であり、感染力が強く、重症化リスクが高いとされております。現段階では主なもので防災フェアとスパトレイルにつきましては、今年度中止とさせていただきましたが、実施における準備や募集に相当の期間を要するものについては早めの決断を下したところでございます。今後も感染状況を見極めながらイベントの開催につきまして検討させていただいておりますが、最も優先されるべきは町民の健康でありますので、これを基準として検討してまいりたいと思います。

今後のイベントとしては、ピエンナーレ、またまちなか5時間リレーマラソン、こういったものがございしますが、これは実行委員会が所管をしておりますので、そことよく話をしていきたいというふうに思っております。また、今までの継続したイベントにつきましても議員のおっしゃるとお

り、今この時期に真に必要となるものであるのかどうか、改めて検討するいい機会ではあるかというふうに思っております。当初予算編成においても私のほうからスクラップ・アンド・ビルトということで、必要ないものについては排除し、新しい必要なものを立て上げるというようなことで、職員のみなさんには話をしているところでございますので、ちょうどその検討に値する時期に来ているのかなというふうな考え方でございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）今町長よりイベントの見直しについてのご答弁をいただきました。その際、イベントに協力いただく町民の声を取り入れていただくことは当然のことと考えますが、現在イベントごとに担当の課が違う点について、一部の町民からはイベント専門課の設置を要望する声も聞かれます。現在はイベントの目的、内容などによって振り分けているのかなと推測しますが、この際、その点についても一緒にご検討いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）イベントにつきましては最初の目的がそれぞれございまして、今のような担当課で実施をしているということでございますが、一時は企画政策課で集中して持っていたものを、各分担をさせていただいて今のような状況に分担をしているというのが現状でございます。イベント課という提案でございますけれども、1年中同じようにコンスタントに仕事、イベントがあるのであれば、それぞれの仕事になるわけでございますけれども、1年置きあるいは季節的なもの、そして毎月あるわけではないというような状況もありますので、イベント課の設置についてはちょっと無駄があるのかなというふうに思っておりますので、現状で本当に必要なものを選んで実施をする、そういった方向でやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）続きまして、緊急時の情報発信について質問させていただきます。町では住民に対し日頃から様々な情報を発信しております。緊急を要するものとそうでないもの、大きく2つに分けることができます。特に災害時における情報伝達や、現在ではコロナウイルスに関する情報など、緊急時における情報の発信については町民の命と暮らしを守るため、その役割は重要です。町民の安心安全な暮らしを守るために正確な情報を全ての町民に届けることは町の責務だと考えます。

そこで、緊急時における情報発信について質問させていただきます。まず初めに、群馬テレビのデータ放送について、現在どのように活用されているかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、総務課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）それでは、データ放送の運用につきましてご回答させていただきます。群馬

テレビのデータ放送を活用しての情報発信につきましては、昨年度から実施しているところであります。今年の3月までは町で文字入力を行い、原稿作成し、テレビ局に送信した後にテレビの画面が変更となるということから、テレビ局の勤務時間内でのみでしか変更することができませんでしたが、今年度からは役場に設置しております県の防災情報システムからの更新が可能となりましたので、いつでも最新の情報に変更することができることとなり、災害時等の緊急時に役立てていきたいと考えておるところでございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）続きまして、防災行政無線運用における規定についてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）防災行政無線施設運用規定につきましては、合理的かつ遠隔な運営を図ることを目的として定められております。通信の種類として定時通信と緊急通信があり、緊急通信は地震、台風等の非常事態に関する予報及び警報と規定されております。しかし、実際の運用につきましては、熊の出没情報等につきましても緊急通信として放送を行っているところが実情でございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ただいま群馬テレビによるデータ放送と防災行政無線の活用について答弁をいただきましたが、それ以外の情報発信の方法を含め、緊急時には実際どういった順番で情報の発信を行っているのか伺います。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）町からの緊急時におきまして、町民に対しての情報発信手段といたしましては、まずは全ての町民を対象とした防災行政無線により周知をいたします。続きましてメールでの配信やホームページへの掲載、群馬テレビのデータ放送等を通じてのお知らせということになるかと思います。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）今答弁いただいた情報発信の手段や順番については、これまでどおりの方法で別段問題ないと考えますけれども、今後データ放送や安心安全メールの登録等について町報や町のホームページ、また防災無線等での周知を繰り返しお願いしたいと考えております。よろしく願いいたします。

さて、最近災害時の情報発信の手段としてライン等のアプリを活用する自治体も増えております。大規模停電などでテレビやパソコンが見られない状態を想定したとき、また防災無線を聞き逃した場合など、スマートフォンなどの携帯電話が情報収集の切り札となるケースも考えられます。このアプリの特徴として、避難所にいる職員が定期的に避難所の混み具合など、その情報を更新することも可能であり、空きのある別の避難所への誘導につながるということです。また、住民から町へ災

害現場の写真やデータ等を送信することによって情報収集にも活用できるとのことです。災害への対策としてこういったアプリを当町でも導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）情報提供の方法といたしましては、多くの手段を活用して行うことにより、多くの方に周知することができるものと思いますけれども、同じ人に同じ情報が複数行くということにもなります。また、SNSの活用につきましては組織内の体制や人、ルールづくりが必要となりますので、その時代に合ったふさわしい方法があるかと思っておりますので、今後検討をさせていただきますと考えております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）情報発信において最も重要なのは、正確で新しい情報を一人でも多くの町民に届けることだと考えます。町には様々な状況を想定し、有効な情報発信手段の構築にご尽力いただきたいと思います。

続きまして、地域防災計画についてご質問させていただきます。これから梅雨時期、台風シーズンを控え、避難時の開設や情報発信など、町民の命を守る準備が重要となります。その際、基本となるのが町の地域防災計画であり、地区防災計画であると考えます。そこで、まず各行政区における計画の策定状況や見直しについて、町の取組を伺います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）地域防災計画の策定状況でございますけれども、町では令和2年度から積極的に取り組んでおりまして、現在87行政区のうち53の地区において策定済みとなっております。また、青山地区では住民懇談会を開催をいたしまして、危険箇所の洗い出し等を行い、独自の自主避難計画を作成する中で、いざというときへの備えの機運が高まっている状況でございます。今後も自主防災会等が立ち上がっていない地区につきましては、積極的に担当から声をかけさせていただいて、説明等を開催していきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）続きまして、国の災害対策基本法の改正により避難情報の発令の表記が避難指示に統一されましたが、町としては対応をどうされるか伺います。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）議員おっしゃるとおり災害対策基本法が改正されまして、5月20日から市町村が発令する避難情報が大きく変わりました。警戒レベル4にあたる避難勧告と避難指示が一本化され、避難勧告は廃止されたところであります。今後はこれまで避難勧告が発令されていたタイミングで避難指示が発令されることとなります。また、レベル5は災害が切迫しているか、既に災害が発生している段階で、そこから避難を開始することが困難となるような状況でありますので、レベル4の避難指示の段階までに避難を行うことが重要となります。今回の改正につきましても、町

民への広報が大変重要と考えておりますので、その周知には努めてまいりたいと考えております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）続きまして、福祉避難所について伺います。福祉避難所とは、災害時に高齢者や障害を持つ人、妊産婦の方など、災害弱者と呼ばれる方たち、その家族を対象とした避難所で、一般の避難所との差別化を図ることによって混乱を避けるという意味でも各全国の自治体でも設置が進んでおるところでございます。国ではその福祉避難所の混乱防止策のガイドラインを改正し、全国の市区町村に周知したと、5月26日付の上毛新聞にも掲載されておりましたが、当町における福祉避難所についてこれまでの設置状況と今後の計画についてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）福祉避難所につきましては、中之条町における地域防災計画におきまして、災害時に避難行動要支援者が相談等の必要な生活支援など、安心して生活ができる施設として町の保健センターと六合の保健センターの2か所を指定しているところでございます。避難行動要支援者や住民はもとより、関係者の理解を得る必要もあることから、その所在や避難方法につきまして周知に努めていきたいと考えております。

また、中之条町地域防災計画につきましても、各行政区ごとにおける地区防災計画の策定が進む中で、全ての避難所等につきましても見直しを行っていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）避難所の見直しとのお話でしたが、災害時の避難所生活が長期にわたった場合、女性にとって様々な問題が生じると考えられます。過去にも東日本大震災の際、女性の避難所生活をめぐってプライバシーや防犯対策が不十分で、トイレや着替え、授乳に困ったとの声や、性暴力被害の報告もあり、対策が急務となっております。女性目線での避難対策が急がれる中で、当町における計画策定会議への女性の参加状況はどうなっているのか、また対策はどうかさるつもりかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）町の地域防災計画につきましては、中之条町防災会議において作成をされ、その実施を推進することとなっております。その旨、中之条町防災会議条例において規定をされております。その委員には町長が会長となり、国や県の職員、警察、消防、公共機関の所長や次長職等、加えて町からの教育長や管理職により構成されております。どうしても充て職で選んでいるために男性の比率が高くなっているのが現状でございます。避難所での生活や環境等に関し、女性の意見等も反映させていかなければならないと考えておりますので、防災会議の委員の選任について、今後見直しを検討をしていきたいというふうに思っております。前の上毛新聞にも中之条町の各種委員の女性の数が少ないというような報道がございました。こういった反省も踏まえ、早速検討して

まいりたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄） 2 番、佐藤さん

○2 番（佐藤力也）長期の避難生活を考えたとき、避難生活における四万温泉の清流の湯など、町所有の施設の開放はできないかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）長期の避難生活を想定した場合につきまして、入浴施設の提供等も考慮していかなければなりません。自衛隊への協力を要請することも想定されるところでありますけれども、町有の施設もご利用いただけるものと考えております。なお、平成26年に災害時における宿泊施設の提供に関する協定、こちらを四万温泉協会、沢渡温泉旅館組合、六合の里温泉郷組合と締結しておりますので、その際は各施設につきましてご協力いただけるものと考えております。

○議長（山本隆雄） 2 番、佐藤さん

○2 番（佐藤力也）これまで地域防災計画について質問してまいりましたが、各行政区が策定する地区防災計画において、計画を立てて終わるのではなく、次のステップとして訓練を積み、有事に備えること、すなわち避難訓練を行うことがこれからは重要だと考えます。今後は町もその後押しをしっかりとしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。続きまして、消防団員の報酬についてご質問させていただきます。4月13日に消防庁からの待遇改善通知が当町にも届いたかと思えますけれども、その通知の内容はどういったものか、またその通知について町はどう対応するおつもりかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）令和3年4月13日付で消防庁長官の通知において、「消防団員の報酬等の基準の策定等について」が発出されました。これは、消防団員の減少に歯止めがかからず、地域防災力が低下し、ひいては地域住民の命、身体、財産の保護に支障を来すという、これまで以上に強い危機感の下、講ずべき対策を検討するため、消防団員の処遇等に関する検討会が開催され、議論がされたものでございます。消防庁では中間報告を踏まえ、出動報酬の創設や年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底など、消防団員の処遇の改善に向け今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項がまとめられたものでございます。中之条町においても消防団あるいは消防委員会と協議を行い、また近隣の町村の状況を踏まえ、適切に対処してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（山本隆雄） 2 番、佐藤さん

○2 番（佐藤力也）この通知についてなのですけれども、まとめますと、まず消火活動や災害救助に従事した消防団員の出動報酬は1日あたり8,000円を標準とする。そして、一般団員の年額報酬は3万6,500円を標準額とする。そして、その報酬は団員個人に自治体が直接支給する。それを来年3月

までに各自治体の条例改正などによって見直しを行うといったところだと思うのですけれども、現在当町における一般消防団員の年間の報酬、年間報酬、年俸と言われているところでございますけれども、3万2,000円だったかと記憶してございます。国の方針ですと、それを4,500円アップして3万6,500円にというところだと思うのですけれども、これ365日で割ると1日100円ということで、1日100円が基本給として消防団員に支払われるといった方向なのかなと思います。1日100円で毎日毎日緊張感を持ってふだんの生活にあたっている消防団員は大変なところであると思いますけれども。そして、そこに対して1日あたり8,000円の出動報酬ということで、これを全て今度は個人の口座に振り込んでいく方向でお願いしますという国からの要請かと思うのですけれども、有事の際、当町におけますと火災ですとか、実際に水災害ですとかのところの出動は今のところ1日という単位ではなく、1回というところで2,500円、その他夜警ですと2,000円というところで行っているのかなと記憶してございますけれども、実際のところこれが、今まで2,500円だったところが8,000円プラスになって1万500円の手当になるのかどうかというところなのか、ちょっとそこらへんを聞かせていただければと思うのですが。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）報酬の実際の額につきましても、国からの通知では8,000円というところでありましたけれども、出動報酬につきましてはそれが交付税措置をされるという額での話でありますけれども、交付税自体につきましては一般財源として入って、それを町全体で考えるというところから考えますと、国からの強い縛りというか、補助金として出すのでこれだけ各町村でやれということではなくて、町村の裁量がかなり入るということで交付税措置ということだと思いますので、こちらにつきましても近隣の町村、先ほど町長申しましたとおり、近隣の町村等も考慮して金額は決定していきたいというふうに思っております。また、報酬につきましても条例改正が必要となりますので、そちらにつきましても今後検討して、また議会のほうの同意をいただけるよう準備を進めていきたいと考えております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ただいま総務課長のほうから、これからということでまだまだ来年4月1日の条例改正までは時間ございますので、いろいろな面におきまして消防団としっかりと協議していただいて、消防団の士気が下がることのないような形での決定をされればいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

また、その中で団員不足というところが今回のいわゆる通知に関わってきているのかなと考えるところでございますけれども、団員不足のしわ寄せが一番かかってくるというところは本団、副分団長以上の役員だと考えます。ぜひ一般団員の年俸が標準額以上になったときに、今3万2,000円、それが3万6,500円と、どこまで行くかはちょっと分かりませんが、そういったときにバランスを考えて本団役員の年俸の引き上げも併せてご検討いただきたいと思いますけれども、そ

こらへんはいかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）そちらにつきましても全ての団員報酬につきまして、改めて検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）この問題は、これから幾度となく消防団と町とで協議がなされる問題なのかなと考えられますけれども、特に今まで個人の団員報酬というところで、全て個人の口座に入っていない部分というのもあったわけで、これからは年俸と出動、出動に対する報酬が全て個人の口座にというところでの国の方針ということですので、そういう形になったときに、いわゆる幽霊団員の問題ですとか、そういうところもこれから一緒に併せて考えていかなければいけないのかなと考えます。ぜひそういうところも、幽霊団員という、一概に言いますと、もう少ししたらまた都合で帰ってくるというような、そういったケースとかもいろいろ考えられますので、本当にこの問題はしっかりと消防団と町とで協議していただいて、団員の士気が上がる結果となるように進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、四万温泉地区の防災についてお伺いいたします。3月の総務企画常任委員会にて現地視察を行いました。視察の目的は、四万温泉地区に配備されている設置ポンプ、固定式可搬ポンプの入替えについて、防火水槽への切替え等の是非を視野に現状の調査を行ったわけですが、その視察には町長も同行していただきました。そのときの感想、視察を通しての感想をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）3月の議会の総務企画常任委員会の席で四万温泉地区の中の消防施設の現地視察をさせていただきました。内容は、河原から設置ポンプで水を放水するというものでございました。この視察にあたりましては、地元消防団員にも協力をいただきまして、実際に遠隔操作によって放水をしていただきましたけれども、日頃からの消防設備の点検の成果により問題なく機能することを確認できたものでありまして、頼もしく感じたところでございます。道路からポンプまで下りる際の夜間や冬季における危険を伴い心配されるところでございますけれども、今後も消防団とも協議を行い、いざというときにその機能を十分発揮できるものとなるように検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）現在設置されている可搬ポンプは、設置後30年以上経過し、毎年修理を行いつつ放水訓練を行っている状況で、そろそろ入替えを考える時期に来ていると考えられます。防火水槽への移行や実際の有事を想定したときの必要性も考え、現在地元消防団と地元住民とでの協議が行われていると聞いています。今後地元から、また地元消防団から要望が挙がるかとは思いますが

ども、それまでに火災がいつ何どき発生するか分かりませんので、団員の安全確保のためにポンプまで下りる階段の安全対策としての修繕だけは早急にお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）そちらにつきましても、現地が河川のすぐ近くということで、河川許可が必要ということもありますので、十分地元の消防団とも検討させていただいて対応させていただきたいと考えております。

○議長（山本隆雄）よろしいですか、この件は。

○2番（佐藤力也）はい、この質問はこれで、4番目は。

○議長（山本隆雄）佐藤力也さんの一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とさせていただきます。再開は午後1時といたします。

（休憩 自午後零時04分 至午後1時00分）

○議長（山本隆雄）再開します。

引き続き佐藤力也さんの一般質問を許可します。

佐藤力也さん、自席でお願いします。

2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）続きまして、小中学生の近視についてご質問させていただきます。コロナ禍における自宅で過ごす時間の増加やパソコンやタブレット端末等を使用しての授業などで、近作業の時間の増加による視力低下、近視への影響が心配されております。文科省でもデジタル端末を活用した事業の本格化による視力への影響を懸念し、小中学生9,000人を対象に近視について眼軸長の検査とアンケート調査を行うとしています。子供のときに眼軸が伸びてしまい近視になった場合、大人になっても回復は見込めず、眼病になるリスクが高まるとされており、白内障では5.5倍、緑内障は3.3倍、網膜剥離においては21.5倍のリスクが課されると言われております。また、認知症発生率も2.6倍になるとの研究発表もされております。

そこで、管内における学校の予防等への取組についてお伺いいたします。まず初めに、管内小中学校における視力検査やアウトメディアの取組では、こういった取り組み方をされているのかお伺いします。またその結果、視力が改善した子供がいたとしたらどんなケースであったか、データがあればご提示ください。よろしくお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）今ご質問のございました管内の状況等につきましては、こども未来課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）お尋ねの小中学生の近視についてご説明いたします。初めに、管内小

中学校における視力検査の状況につきましてお答えいたします。中之条小学校、六合小学校、六合中学校では毎年4月と10月に、中之条中学校では4月に視力検査を実施しております。その中で眼科医への受診が必要な視力0.7以下のB判定の児童生徒は、今年度中之条小学校で31%、六合小学校で33%、中之条中学校で55%、六合中学校で72%となっております。小学校では約3割の児童が視力B以下であること。一方、中学生になると視力B以下の生徒が約半数を超え、年齢が上がるにしたがってその人数も増加しております。議員おっしゃるとおり本町では以前からアウトメディアの取組を進めており、幼児、児童生徒、保護者、それぞれに向けたリーフレットを作成し、その啓発を図っているところであります。また、各学校におきましても視力低下の要因の大きな部分を占めるメディアの影響から児童生徒を守るために、それぞれ工夫したアウトメディアの取組を推進していただいているところであります。

議員お尋ねの視力が改善した子供についてですが、各学校では視力が改善したケースの正確なデータは把握できておりません。一度低下した視力が元に戻ることは難しく、現状の視力を維持したり、これ以上悪くならないようにしたりすることがより一層求められていると認識しております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）今後の予防と治療への取組をどうお考えかお答えください。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）議員お尋ねの今後の予防と治療への取組につきましてお答えをいたします。先ほど課長のほうから答弁させていただきましたように、児童生徒の視力は成長するにつれ低下する傾向にあります。このような中、各小中学校では1人1台端末を活用した授業がスタートいたしました。それぞれの学校では次のような予防策を講じて視力低下の防止に取り組んでいただいております。まず、4月の23日になりますが、中之条小学校で行われました眼科検診、その後に眼科医の三村先生と懇談をさせていただきました。その折に、タブレットを使用する際の約束ということで、20分20秒20フィート、こういうご紹介をしていただきました。これは三村先生のご指導の下、中之条小学校が発行いたしました保健だよりに掲載されていたものでございます。その意味でございますが、20分使ったら20秒休み、20フィート、これ約6メートルだと思いますが、以上遠くの景色を眺めるというものでございます。これは児童生徒にも覚えやすく、比較的簡単に実行できるため、これを合い言葉にして各学校で取り組みを管内校長会で指示をいたしました。また、眼科医の三村先生のご配慮によりまして、日本眼科医会から発出されております目の健康啓発について分かりやすく解説されております「ギガっこデジたん！活用マニュアル」も後日、たしか5月18日だったと思いますが、送付をいただきました。これにつきましても、過日行われました管内校長会にて資料として配付をし、各学校においてその内容を教員に周知並びに実行していただくよう指示をしたところでございます。

次に、各学校の状況ですが、中之条小学校では1人1台端末を使う際にタブレットPCのルール

というプリントを作成し、児童に示し、健康への影響が生じないように指導しております。このプリントは、群馬県総合教育センターがホームページ上で公開しているものを基にして作成されております。ほかの3校におきましても同様の取組ができるよう指導してまいりたいと考えております。さらに中之条小学校、中学校では学校保健委員会におきまして、目の健康について取り上げ、視力検査の結果を基に目の健康と電子メディアとの相関関係について考える機会を設けております。

最後に、各学校の保健室が発行しております保健だより等を通して、目の健康を保つための対策に触れ、保護者への啓発を図っております。児童生徒がタブレット端末使用の際は、目の健康に十分留意し、細心の注意を払いながら学習活動に取り組めるよう教育委員会といたしましても管内の各小中学校に指導してまいりたいと考えております。

続きまして、視力低下に対する治療への取組ということでございますが、今年度中之条中学校ではこれまで年に1回であった視力検査を10月にも実施し、年2回に増やすことにいたしました。生徒の視力低下につきまして、保護者を含めより一層注意喚起ができるとともに、治療につながればというふうに考えております。教育委員会といたしましては、現在中之条小学校においてのみ専門医による眼科検診を実施しておりますが、他の3校におきましても眼科検診を実施できるかどうか、眼科医の先生のご意見等も伺いながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）今のご答弁の中で眼科医の検診という言葉出てきておりましたけれども、この専門医による眼科医検診ではどういった検査、または指導をいただいているかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）眼科検診で行っていただいていることなのですが、これは中之条小学校でございます。1つは眼位に異常がないかを検査していただいているということでございます。眼位というのは、左右の目が向いている方向のことで、例えば斜視とか斜位とか、そういうところの異常があるかどうかを1つ見ていただいております。それからもう1つが、目の周りに異常がないかどうかを検査するというところでございます。これは、逆さまつげの早期発見、逆さまつげは目を傷つけることでして、ひどい場合には手術が必要ということのようです。それから、結膜炎の早期発見というようなことで、中之条小学校で眼科検診を行っていただいております。もちろん異常がある場合には受診の勧めも併せて行っているということでございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）それぞれの学校での取組についてお伺いいたしました。今後も視力低下のサインを見逃さないように、定期的な視力検査等、予防への取組を継続していただきたいと思います。

続きまして、自転車事故防止について質問をしたいと思います。

県が交通安全条例において自転車保険の義務化と、ヘルメット着用を県民の努力義務とする改正

をし、今年4月1日より施行されておりますけれども、当町での取組はどうなっているか。自転車保険加入義務化とヘルメット着用努力義務の案内と助成がどうなっているかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）まず、自転車保険の加入義務ということについてでございますが、中之条中学校では管内唯一自転車通学を許可している学校でございます。生徒が通学に使用する自転車につきましては、保険加入が自転車通学に必要な条件の一つとなっておりますので、全て保険に加入しておる状況でございます。また、各校のヘルメットの状況ということになりますけれども、交通安全指導ということで、各校で取り組んでいる内容ですが、中之条小学校ではここ数年、毎年事故が発生しているためにヘルメットの着用や休日の自転車の使用について、学期末には必ず指導を行っているということでございます。また、長期休業前には必ず各クラスで自転車の乗り方も含めた安全指導を徹底しているというようなことで、これにつきましてはそれぞれのほかの3校につきましてもいろいろな形で子供たちの細事に合った指導をしていただいているということでございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）この県が新たに制定した条例ですけれども、2019年に本県の中高生が自転車通学中の事故に遭った件数が全国ワースト1位ということを連続で続けているというところを受けての取組ということでございます。事故が多く発生する時期というのが5月、6月というのがやはり多いということでございますので、これから学校におかれましても今までどおり引き続き自転車通学におきまして、または交通安全指導というところでしっかりとやっていただきたいと思います。

最後になりますけれども、今コロナワクチンの接種が始まり、ようやくこのコロナ禍に希望の光が差してきたかなというところでございます。イベントもなかなかできない状況の中で、東京2020オリンピック・パラリンピックもできるのか、できないのかというところでございますけれども、当町出身の永井崇匡さん、パラリンピックの代表に決まっております。ぜひオリンピック・パラリンピックの開催と、そこでの永井選手の活躍、そして町民の皆様の健康を祈念いたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山本隆雄）佐藤力也さんの質問が終わりました。

次に、関美香さんの質問を許可します。関美香さん、自席でお願いします。3番、関さん

○3番（関 美香）議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、花のまちづくりについてお伺いをいたします。平成28年度より5年をかけ全面的な改修を行った中之条ガーデンズが4月17日にグランドオープンを迎え、有料化施設として出発しました。平成30年に行われた町長選挙において、中之条ガーデンズの是非が選挙の大きな争点であったと記憶しております。そして、今も中之条ガーデンズに対して反対する声が多くあることを町長

も認識されていらっしゃると思います。いよいよ有料化施設として出発したこれからが本当のスタートであると考えますが、今後の運営に対する町長の決意をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）ガーデンズに対する町長の決意ということでございますけれども、この間のグラウンドオープンのときにもご挨拶をさせていただいたとおりでございますけれども、中之条ガーデンズの目的でございますけれども、花のまちづくりを推進するという、その中心の施設というふうに位置づけております。そして、将来人口が減ったときに交流人口を図る、そしてここから経済を中之条町に拡散をしていくという、その中心施設として設置をさせていただきました。そして、吾妻郡の中でもなかなか観光施設等がないというような状況の中で、吾妻郡の中心の観光施設、そういったものとしても設置をさせていただいたということでございます。そして、農業の中心の施設でもあるわけでございますので、そういった目的をつないでしっかりと運営していきたいというふうに思っているところでございます。有料化ということで、これ以上に町外の方からおいでをいただくような仕組みをつくっていかねばならないというふうに思っております。管理運営につきましては、一層力を入れていきたいというふうに思っておりますし、町民のみなさんにはこれまで以上に親しんでいただい、そして町の誇りとなるような施設にしていきたいというふうに思っております。職員一同目的に向かって一所懸命前へ進んでいきたいというふうに思っておりますので、今後とも議員のみなさんのご指導とご協力をいただきますようお願いいたします。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）ありがとうございます。町長から決意の言葉を聞かせていただきました。先ほど申し上げましたが、中之条ガーデンズを反対されている町民の方も多くいる中での運営であります。新任の福田花のまちづくり課長としっかりと連携を取り合い、一人でも多くの町民のみなさんに中之条ガーデンズ運営への理解が得られるよう今後さらに施設運営、経営管理に力を入れていただきたいと思います。それでは、福田課長からも決意を聞かせていただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）花のまちづくり課長

○花のまちづくり課長（福田義治）関議員の質問にお答えいたします。

中之条ガーデンズは、花によるまちづくりの拠点となる施設と考えております。先ほど町長が述べた決意を政策として実現できるよう誠心誠意努力し、一人でも多くの方に訪れていただけるよう施設運営に携わってまいります所存です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）決意の言葉、ありがとうございます。福田課長におかれましては、花のまちづくり課の職員のみなさんと力を合わせ、交流人口増加の拠点施設、そして町民から親しまれるよりよい施設となりますようご尽力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、次に、グラウンドオープン後の集客状況についてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、花のまちづくり課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）花のまちづくり課長

○花のまちづくり課長（福田義治）4月17日のグランドオープン以降では、4月が9,892人、5月が1万6,315人で、現在2万5,000人を若干超えた状況でございます。本来であればもう少し多くの方に来ていただきたいところですが、コロナ禍であり、十分な集客ができない状況となっております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）集客についてはコロナ禍でありますので、十分ではない状況を確認させていただきましたが、今後のコロナ終息を見据える中で、より多くのお客さんに中之条ガーデンズに足を運んでいただけるよう様々なメディア、またSNSを効果的に使い、広告活動にさらに力を入れていただきたいと思います。特にローズガーデンは大変見応えがあり、そのロケーションには新たな可能性があると考えますので、各方面への積極的な宣伝活動に努めていただきたいと思います。

それでは、次に、中之条ガーデンズは7つの庭園と農園で構成されており、その中で町民が手がける町民が花壇は中之条ガーデンズの大きな特徴であると考えますが、町民花壇の詳細について確認させていただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）花のまちづくり課長

○花のまちづくり課長（福田義治）町民花壇は、花のまちづくりを推進する中心的な施設で、町民の方が思い思いの花壇づくりを実践できる場となっております。現在、町民花壇は107区画のWESTと、子供と保護者用25区画から成るEASTから成っており、WESTは全区画が埋まり、EASTは残り9区画で、多くの町民の方に関わっていただき、好評を得ております。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）町民花壇は、花のまちづくりを推進する上で中心的な取組であることを確認させていただきました。

それでは、運営について伺いをいたします。町民花壇のふだんの手入れについては、有料化前は花の状態に合わせ利用者みなさんが自由な時間に行われる状況でありましたが、有料化後は開園時間内の限られた中で、手入れを行わなければならない状況となっております。先ほども申し上げましたが、花の手入れはその状態を見ながら行うことが大切であると考えます。私は有料化前のように町民花壇の利用者が時間に縛られることなく、ふだんの手入れが自由にできるよう利用者専用の出入口を設けるべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）先ほど課長のほうから区画についてお話がございましたけれども、120を超える町

民花壇で1つの構成がされているわけございまして、花のまちづくり、一生懸命町民の方にご支援をいただいて推進ができていいるなというふうに思っているところでございます。この有料化以前も開園時間というのは徹底されておりました。しかし、園内を仕切る囲いがなかったということで、時間に関係なく出入りが自由にできていたということでございましてけれども、リニューアルを進めた中で有料エリアについて仕切りあるいは門扉を設けたということで、外と差別化を図ったということでございます。不便をおかけしていることということは大変承知をしておりますけれども、有料化したことによるガーデンズ全体の管理運営面から町民花壇利用者専用の出入口については設けてございません。

しかしながら、先ほど申し上げたようにボランティアで花のまちづくりにご協力をいただいているみなさんの利便性も考慮する必要があるかなというふうに考えております。今後につきましては、町民花壇代表者の方々と話合いの機会を設けて意見交換をさせていただきながら、運営面との兼ね合いを考慮して、どういう方法がよいのか検討していきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）夏の時期の水やりは朝早い時間が適していると伺っております。また、仕事をされている方は今まで仕事帰りのタイミングで手入れをされてきた状況も伺っており、私自身も町民花壇に携わっておりますが、先日手入れに来た際、作業着と長靴の姿で売店を通り出口へ向かうことに大変抵抗を感じました。このような点からも利用者専用の出入口を検討すべきと考えます。

また、今後は有料化施設として今まで以上に美しい町民花壇を保っていく必要があり、そのためには利用者の方々に寄り添った運営をしていくことが大切であると考えます。そのためには町長の答弁にもありましたが、利用者の意見を聞いていく姿勢が大切であります。今後も、中之条ガーデンズの大きな特徴である町民花壇の運営がより充実したものとなりますよう利用者の方々に寄り添った取組をお願い申し上げ、次の質問に移ります。

中之条町は、「花と湯の町なかのじょう」のスローガンに基づき花のまちづくりを進めていると認識しておりますが、花のまちづくりの具体的な取組を確認させていただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）花のまちづくり課長

○花のまちづくり課長（福田義治）各行政区等で行われている花のまちづくり活動へ花苗の提供と補助金交付を行っております。また、毎年春の区長会議において花苗と補助金の申請書を配布し、6月中旬に苗を配布しております。補助金を申請した団体のうち花いっぱいコンクールにエントリーする団体を募り、現地審査を2回行い、秋に表彰しております。このほか中之条町花の会との連携による役場や中之条駅等の公共施設への花の植栽、オープンガーデンの推進、群馬花の駅ネットワークとの連携などにも取り組んでいるところでございます。花のまちづくりを推進することは、花を育て優しい気持ちと生命を大切にする気持ちを醸成し、地域コミュニティを築くことと考えておりますので、こうした取組をますます拡充してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）様々な取組を行い、花のまちづくりの推進に努めている状況を確認させていただきました。花には人を癒やす力があり、また花を育てることにより豊かな心が培われると考えます。癒やしがもたらす効果や豊かな心を培うことは、地域づくり、まちづくりにおいて大切にすべき点であると思います。そして、町長が描く花のまちづくりへの思いが町民のみなさんへ広がっていくよう花のまちづくり課を中心に推進していただきたいと思います。その点において中之条ガーデンズの草むしりなどの手入れを町民のみなさんに手伝っていただくサポーターを取り入れることも花のまちづくりの取組になると考えますので、ご検討いただき、花のまちづくりのさらなる充実をお願い申し上げ、次の質問に移ります。

四万湖のカヌー利用についてお伺いをいたします。ここ数年においてみなさんもお存じであるかと思いますが、カヌー利用のために四万湖を訪れる方が増加している状況にあります。そのため、四万湖周辺の中之条ダム、公衆トイレ、一休さん前の駐車場がカヌー利用者の車でいっぱいになっている状況が見受けられます。また、去年の夏は国道353の道脇に駐車する車で通行に支障が生じ、警察が出動したこともありました。町ではこのような状況の対策として、旧西中学校の一部をカヌー利用者のための駐車場として確保していただきましたが、その利用状況について確認させていただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これにつきましては、観光商工課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）西中学校駐車場の利用状況についてお答えをいたします。ご承知のとおり、この駐車場は無人の駐車場であり、職員が連日確認しているというわけではありませんので、利用状況については実際分からないというのが現状であります。土曜、日曜、祝日等の混雑時にはカヌー利用者の車両を事業者自らが西中学校駐車場へ誘導するなど、混雑の緩和について自ら行っている状況であるというふうに聞いております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）カヌー利用者駐車場として旧西中学校の一部を確保していただきましたが、中之条ダムや公衆トイレ前の駐車場の混雑が解消されていない様子が見受けられます。また、ここ最近では竹井橋を渡り、直接四万湖へ乗り入れる車の台数が増加しており、新たな対策が必要であると考えます。また、中之条ダムの周辺のことでもありますので、県にも働きかけ対策を検討すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）特にゴールデンウィーク、そういった連休あるいは行楽期においては多くの観光

客が訪れております。交流人口の増加を提唱している町としては大変喜ばしいことでありますけれども、一方ではご指摘のとおり一部地域では混雑が解消されない時期がありまして、地元のみなさんには大変迷惑をかけている状況でございます。観光客が増加した理由としては、このコロナの状況下で自然豊かな環境を求める観光客の増加、そして昨年の春、群馬DC、デスティネーションキャンペーンの宣伝用に放送された湖でのカヌーを楽しむコマーシャルの影響が考えられております。このような状況で新たな混雑の解消の対策でございますが、基本的には事業者自らが駐車場の確保を行うべきだというふうに考えております。もしそれができないのであれば、町が用意した西中の駐車場に事業者自らが誘導するというようなことを指導していきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、関議員おっしゃるようにダム周辺の案件でございますので、群馬県へも働きかけをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）夏を迎えるこれからの季節においてカヌー利用者のさらなる増加が予想され、去年の夏のように交通に支障が生じ、交通事故発生も懸念されます。事故が起こる前に対策を講じるべきと考えます。また、四万湖には中之条ダムを見学に来られる方々もおり、カヌー利用者以外の方々へ配慮する点においても、新たな駐車スペースを検討する必要があるのではないかと考えますが、この点についての見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）夏を迎えるにあたっての対策ということですが、吾妻警察署の交通課に相談をしたいと考えております。アドバイスをいただきながら交通に支障がないよう、また事故が発生しないよう交通対策を講じていきたいと思っております。

また、新たな駐車スペースの件でありますけれども、混雑解消対策と同様、ダム周辺の案件でありますので、吾妻発電事務所に働きかけるとともに、群馬県を交えた中で協議検討をしていきたいと考えてございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）先ほども申し上げましたが、事故防止のための安全対策が重要であると考えますので、夏を迎える前に対策の実施を重ねてお願いいたします。また、県を交えた新たな駐車スペースの協議についても前向きなご検討をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に、カヌー利用者が増加したことによる影響についてお伺いしたいと思います。中之条ダムや公衆トイレ前の駐車場の混雑も影響の一つですが、先日公衆トイレ裏手斜面にごみが散乱しているとお声を地元から頂戴し、建設課と保健環境課に相談させていただいたところ、早速対応と対策を講じていただき大変感謝しております。また、建設課においては公衆トイレ前に利用者専用駐車場のコーンを設定していただき、重ねて感謝申し上げます。

先ほど申し上げたごみの問題についても四万湖のカヌー利用者が増加したことによる影響ではな

いかと考えられます。四万湖周辺の住民のみなさんから交通面やごみの問題などを心配されるお声を聞いております。この点については、四万湖にカヌー利用で訪れる方に対して最低限度のマナーを守っていただくための対策が必要ではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）四万湖利用者へのマナーの問題でありますけれども、カヌー事業者に対して指導を徹底してきたいと思っております。それと同時に利用のルールについて利用者に分かりやすくするため、もう既に県が設置した標示板がございますけれども、さらに標示板を増設するなどの対策を進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）今後さらにカヌー利用者の増加が予想されますので、事業者との連携をしっかりと取っていただき、自然豊かな地域へ影響が広がらないよう対策を講じていただきたいと思います。また、コロナ禍でありますので、より一層の感染症対策に努めていただくよう事業者への指導を重ねてお願いいたします。

それでは、次に、以前委員会の中でカヌー利用者が四万湖周辺の観光施設に足を運んでいただけるような仕組みづくりが必要ではないかとお話をさせていただきましたが、この点についての進捗をお聞かせていただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）進捗状況とのことではありますが、今のところ仕組みづくりについてはまだできておりません。カヌー事業者から体験者に観光パンフレットの配布をしていただいております。今後カヌー利用者に今よりもっと町内を回遊していただけるように、観光協会とともに、仕組みづくりを模索していきたいと考えてございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）カヌー利用者の増加は中之条町を知っていただくきっかけになり、交流人口の増加につながり、地域経済にプラスになると考えられます。このようにカヌー利用者の増加の影響がプラスとマイナスの面があると考えられます。私は、その両面をまちづくりに活かしていくべきと考えます。特にプラスの面については、先ほども申し上げたように交流人口の増加につながると考えられますので、答弁にもありましたが、カヌー利用者が街を回遊できる仕組みを検討していただき、今後もカヌー利用の動きを注視していただくようお願い申し上げ、次の質問に移ります。

次に、防災対策についてお伺いいたします。平成25年より毎年開催されている防災フェアが新型コロナウイルス感染拡大防止のため去年、そして今年も中止となりました。防災フェアは、町民の防災意識啓発のための大切な取組であると考えますが、2年続けて中止になったことをどのように捉えているのか。また、防災意識啓発の取組において、防災フェア以外にどのような取組をされているのか、併せてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）防災フェアの関係でございますけれども、防災意識の啓発への取組として防災フェアの開催があるわけでございます。この大きな目的が1年に1度でも家族あるいは地域で防災について真剣に考えていただく日ということで、防災フェアを開催しているところでございます。残念ながら新型コロナウイルスの感染症の関係で去年、今年と中止になってしまったわけでございますけれども、これも1つの防災意識の啓発に大きく役立っているというふうに思いますけれども、先ほど来話がありましたように、昨年度から地域防災計画の策定に取り組んでおります。一番身近の中で防災への取り組みとなりますので、地区内の住民に周知される中で、防災に対する意識も向上されるものと考えております。また、防災に対する配布物、あるいは広報紙はもとより、いろいろな場面において防災意識の普及啓発に取り組んでまいりたいというふうに思っております。防災計画、地域防災計画はつくることが目的でなくて、いざのときに役立つための計画でございますので、こういった小さな訓練を積み重ねることが大切かなというふうに思っておりますので、そういった啓発も進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）防災対策において、町民の防災意識を向上させていくことは大切な取組であり、またその中で自助、共助の力を持って災害に備えるとの認識を町民のみなさんへ啓発していくことが重要であると考えます。防災対策において、共助の力を向上させる取組として、地区防災計画の作成が挙げられますが、計画の詳細を確認させていただきたいと思います。また、災害が起きたとき、地域住民にとって地区防災計画がどのように役立つとお考えなのか伺いたします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）地区防災計画につきましては、自主防災規約を定め、住民の隣保、協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的としております。近所の家々や人々が役割を分担しながら心と力を合わせ助け合うことにより被害を防止していくものであります。事業といたしましては、防災に関する知識の普及、啓発、地域の危険箇所の把握、防災訓練の実施、災害時における避難所の開設、運営、給食給水等に関することが挙げられます。地区防災計画は、先ほども町長から申し上げましたが、一番身近な防災に対する計画となりますので、防災組織の編成や現実的な避難場所の特定、連絡網図による災害発生時の連絡体制の確立、要支援配置支援班による該当者の事前把握、避難経路の選定等、地域ならではの取り決めがなされるものであります。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）地区防災計画については、先ほど同僚議員からお話がありましたが、計画の作成が目的ではなく、作成した計画を基にそれぞれの地域が共助の力を向上させていくことが大切であると考えます。また、防災について学ぶ場や防災訓練の実施を町単位ではなく、それぞれの地域

で行うことにより自分の命は自分で守る自助、そして住民同士が助け合う共助の啓発につながると考えますが、この点についての見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）議員がおっしゃるとおり、地区防災計画は行動計画を策定することが目的ではありません。先ほど申し上げたとおりでございます。いかに地域で共有し、いざというときに行動に移すことができるかでありまして、防災組織の編成において、それぞれの役割分担を決めておいていただき、災害等の発生時に自分には何をすることができて、何をすべきかなどを考えることによって、地域の方々と助け合うことを認識されるものと思っております。地域内でコンパクトな防災フェアが開催できれば、町としても協力をさせていただきぜひ推進をしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）自助、共助の啓発、向上のため地域単位で防災について学び、住民同士で話し合うことが重要であると考えます。防災の専門的な知見をお持ちの職員に支援していただき、それぞれの地域で防災について学ぶための仕組みづくりを検討すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）地区防災計画の策定に続き、地域内での過去の災害や実績、被害の状況等について検証していただき、教訓と捉え、これからの行動に生かしていただきたいというふうに考えております。町からの一方的な要請ではなく、地域で自発的に問題意識を持っていただけるような取組を今後も検討していきたいと考えております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）答弁にもありましたが、防災に対して地域内で自発的に問題意識を持っていただくことが大切であり、繰り返しになりますが、住民同士話し合うための仕組みづくりを検討していただくようお願い申し上げ、次の質問に移ります。

緊急時の避難場所についてお伺いいたします。中之条避難所マップにおいて避難区域と避難場所が示されていますが、どんな場合にどこの避難所へ向かえばよいのかが分からないとの声をお聞きするのですが、避難所マップにおいて、一目で自分の避難所が分かるような工夫が必要ではないかと考えますが、この点についての見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）町の防災ハザードマップにつきましては、現在旧町村単位での土砂災害危険区域や避難所を表示しているところであります。いざというときに自分はどこにどのように避難すればよいのか、事前に理解していただければなりません。よりコンパクト化し、地域を絞った形での避難情報マップを検討していきたいと考えております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）防災対策として、答弁にもありましたが、いざというときに自分はどこにどのように避難すればよいのかを事前に理解しておくことが重要であります。また、自分がどこに避難すればよいのか分からないとお声を反映するためにも、より分かりやすい避難所マップが必要であると考えます。さらに、近年において災害が頻発している状況でありますので、早めのご検討をお願いしたいと思います。また、いざというときに自分はどこへどのように避難すればよいのか。事前理解の啓発においては、マイタイムラインの作成が有効であると考えます。マイタイムラインとは、台風の接近など大雨が予想される際に、自分自身が取るべき行動計画であり、防災対策において必要な取組であると考えますので、このマイタイムラインについても重ねてのご検討をよろしくお願いいたします。

関連で質問させていただきたいのですが、最近ペット同伴の避難についてのお問合せを聞くことが増えている状況であります、この点についての見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）ペット同伴の避難所の関係でございますけれども、令和元年10月の台風19号への対応における避難所開設での反省点といたしまして、ペット同伴の避難者への対応が挙げられました。現在、中之条町役場、イサンムラ、六合支所において、車庫や体育館を使用した形での対応が可能となっております、避難所の開設時には周知を図っていきたいと考えております。なお今までペット同伴での避難が可能であることを事前に周知をしておりませんでしたので、今後広報活動にも努めてまいりたいと思っております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）飼い主にとってペットは家族同様の存在でありますので、飼い主のみなさんに安定していただけるようペット同伴の避難について事前周知の広報、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に、熱中症予防についてお伺いをいたします。この質問については、平成30年の夏、中之条町においても熱中症で亡くなった方がおり、委員会の中で熱中症予防の注意喚起を情報発信すべきとのお話をさせていただいた経緯があります。熱中症は予防により重症化を防げること、また近年の異常気象の状況を鑑み、より一層の注意喚起が必要であると考えますが、中之条町の現状について確認をさせていただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）熱中症への対応といたしましては、昨年の7月から熱中症警戒アラートが環境省と気象庁により施行されております。気温、湿度、輻射熱から成る暑さ指数が33以上となることが予想される場合に発表されるものでありますけれども、昨年は実績値として8月に1日出したのみでありまして、予報値としては警戒アラートが発表されていなかったため、防災行政無線によ

る注意喚起の放送は行っていなかったのが現状でございます。

○議長（山本隆雄） 3 番、関さん

○3 番（関 美香）中之条町の現状をお聞かせいただきましたが、町民のみなさんの大切な命を熱中症から守るためには早めの予防行動を呼びかけることが大切であると考えますので、積極的な情報発信に努めていただきたいと思います。見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）熱中症に対する警戒につきましては、救急搬送の状況などを調査いたしまして、暑さ指数等を基に町で独自の基準を設け、防災行政無線やメール配信、データ放送等により注意喚起を検討していきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄） 3 番、関さん

○3 番（関 美香）先ほども申し上げましたが、熱中症は予防により重症化を防げること、また近年の異常気象の影響から町民のみなさんの大切な命を守るため、答弁の中にもありましたが、町独自の基準について検討していただき、熱中症予防の積極的な情報発信をお願い申し上げ、私の質問を終了させていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（山本隆雄）関美香さんの質問が終わりました。

○

○議長（山本隆雄）以上で本日予定しました日程は全て終了いたしました。

3 日目の16日は午前 9 時30分から再開しますので、定刻までご参集願います。

本日はこれにて散会します。

長時間にわたり大変ご苦労さまでした。

（散会 午後 1 時 4 9 分）

令和3年第1回中之条町議会定例会 6月 定例会議 会議録 第3日

招集年月日 (会議)	令和3年6月16日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
開議 日時 散会	開議	令和3年6月16日午前9時30分						
	散会	令和3年6月16日午前10時06分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	剣持 秀喜	〃	〃
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	〃
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃
	8番	唐沢 清治	〃	〃				
会議録署名議員		13番 山本日出男	14番 齋藤 祐知			1番 山田みどり		
職務のため出席した者の 氏名			事務局長		木暮 浩志	書記		山田 行徳
			議事書記		朝賀 浩	書記		関 侑介
			議事書記		鈴木 幸一			

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	小池 宏之
	副町長	野村 泰之	花のまちづくり課長	福田 義治
	教育長	宮崎 一	建設課長	関 洋太郎
	総務課長	篠原 良春	会計管理者	町田 岳彦
	企画政策課長	山本 嘉光	上下水道課長	山田 秀樹
	税務課長	生巢 孝子	こども未来課長	倉林 敏明
	住民福祉課長	小板橋 千晶	生涯学習課長	富沢 洋
	保健環境課長	唐澤 伸子	六合振興課長	山本 俊之
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	柏瀬 高広
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和 3 年 6 月 1 6 日午前 9 時 3 0 分開議)

- 第 1 議案第 1 号 令和 3 年度中之条町一般会計補正予算 (第 2 号)
議案第 2 号 令和 3 年度四万へき地診療所事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 議案第 3 号 中之条町手数料条例の一部改正について
議案第 4 号 中之条町税条例の一部改正について
議案第 5 号 中之条町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための
固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
議案第 6 号 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第 7 号 中之条町介護保険条例の一改正について
- 第 3 議案第 9 号 財産の取得について
議案第 1 0 号 財産の取得について
- 第 4 請願第 1 号
- 追加日程 1 議第 1 号議案 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出について
- 第 5 議員派遣の件



◎ 開 議

○議長 (山本隆雄) みなさん、おはようございます。第 1 回定例会 6 月定例会議の本会議も本日で 3 日目となりました。お疲れのこととは思いますが、慎重審議をお願いいたします。

さきに全員協議会で調整されたとおり、追加議案を日程に追加しました。また、各委員会から報告書が提出されましたので、お手元に配付しています。

新型コロナウイルス感染症対策として、会議において議員、執行部職員及び議会事務局職員にマスク及びフェースシールドの着用を許可しています。マスクをつけたままはっきりと発言されますようお願いいたします。

また、体調管理のため水やお茶の水分補給を許可しますので、無理せずに水分を補ってください。つきましては、傍聴者のみなさんについてもマスクの着用、体調管理のための水分補給をお願いいたします。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のため議場内の撮影を行います。傍聴者につきましては、映り込まないように配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されると、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめ承知の上議場内の会話等はお控えくださるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は 15 名です。

これより本日の会議を開きます。

○

◎ 議案第 1 号 令和 3 年度中之条町一般会計補正予算（第 2 号）

◎ 議案第 2 号 令和 3 年度四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（山本隆雄）日程第 1、議案第 1 号及び第 2 号を一括議題とします。

この際、委員長から審査経過の内容について報告を求めます。予算決算審査特別委員長、山本日出男さん、自席でお願いします。13番、山本さん

○予算決算審査特別委員長（山本日出男）予算決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件は、6 月 4 日慎重に審査をしました。

議案第 1 号及び第 2 号について採決の結果、原案可決と決しました。

以上、予算決算審査特別委員会に付託された事件の審査報告とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（山本隆雄）以上で、委員長報告を終わります。

これより採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は起立により行いますが、起立しない議員は本案に対し反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、採決に入ります。

採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第 1 号 令和 3 年度中之条町一般会計補正予算（第 2 号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 2 号 令和 3 年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第 3 号 中之条町手数料条例の一部改正について

◎ 議案第 4 号 中之条町税条例の一部改正について

- ◎ 議案第 5 号 中之条町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第 6 号 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について
- ◎ 議案第 7 号 中之条町介護保険条例の一改正について

○議長（山本隆雄）日程第 2、議案第 3 号から第 7 号を一括議題とします。

これらの議案につきましては、去る 2 日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）議案第 3 号の手数料条例のことでちょっとお伺いします。

通知カードの廃止に伴って条例改正というふうに説明をいただきましたけれども、国はマイナンバーカードの推進を躍起になっている状況です。通知カードの再発行が廃止になるということですが、そうするとマイナンバーを強制的に作らなければいけない、もしくはそういったカードがなければ行政サービスが受けられないというような傾向になってしまうと町としては住民サービスの後退になってしまうので、そこのへんのところはどのように、通知カードがなくてもそういったことができるのかお伺いします。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶）議員ご質問の件でございますが、そもそも通知カード自体が交付されなくなりましたので、町で行っていた再交付もなくなるということでご理解いただければと思います。それに代わるものということですが、国としては通知カードは出さずに今まで我々紙の様式の物で持っていたかと思うのですが、それが廃止して、その代わりに何か出すということではございませんので、通知のあった方については手続を取っていただければマイナンバーカードをお手元にお持ちいただくということで、代替えのものというのは特にございません。

○議長（山本隆雄）ほかにご質疑ございませんか。1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）そうなりますと、マイナンバーカードを促進するということになっていると思うのです。ただ、どうしても作りたくない、いろいろな不安がある、心配があるということで、そういった方々が行政サービスが受けられないような、今いろんなひもづけも検討されていると思うので、そこのところがマイナンバーカードがないとサービスが受けられませんよということがないようにしていただければと思います。

○議長（山本隆雄）ほかにご質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、採決に入ります。

採決は、個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第3号 中之条町手数料条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 中之条町税条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 中之条町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 中之条町介護保険条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 9号 財産の取得について

◎ 議案第10号 財産の取得について

○議長（山本隆雄）日程第3、議案第9号及び10号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）みなさん、おはようございます。

それでは、議案第9号及び第10号 財産の取得につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本年度当初予算においてご議決をいただきました消防車両の購入につきまして、その内容が確定いたしましたので、ご議決をいただきたいものでございます。

まず、議案第9号では第2分団第5部、下四万に配属予定であります消防車両の取得でございます。可搬動力ポンプ付積載自動車1台、四輪駆動、乗車定員6名、マニュアルミッション車でございます。取得金額は2,508万円、取得先は温井自動車工業株式会社であります。

次に、議案第10号につきましては、第1分団第2部、伊勢町に配属予定であります消防車両の取得でございます。約0.8トンの水槽付消防ポンプ自動車1台で四輪駆動、乗車定員7名、マニュアルミッション車となっております。取得金額は5,159万円、取得先は株式会社モリタ東京支店であります。

納入時期につきましては、2台とも令和4年3月を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）提案説明が終わりのため、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ないようですので、質疑を終結し、お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、採決に入ります。

採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第9号 財産の取得について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 財産の取得について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 請願第1号

○議長（山本隆雄）日程第4、請願第1号を議題とします。

お手元に請願審査報告書を配付していますが、この際委員長から審査の経過の概要について報告を求めます。

総務企画常任委員長、安原賢一さん、自席でお願いします。9番、安原さん

○総務企画常任委員長（安原賢一）議長の命によりまして、令和3年6月定例会議において総務企画常任委員会に付託された請願第1号の審査報告を申し上げます。

当委員会は、6月7日、午前9時30分から議場において委員、町長、議長、副町長、関係課長、職員出席の下開催し、請願第1号について審査しました。

請願第1号は、日本政府に核兵器禁止条約へ署名・批准を求める請願で、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣に対する意見書の提出を求めるものです。

質疑の後、各委員から意見を聞きました。町はこれに属するというか、準ずるというか、宣言をしていますが、いつ頃どんな内容であったか教えてほしい。また、庁舎敷地の看板は撤去したのか。回答は、核兵器廃絶平和の町中之条町宣言ですが、看板ではなく今は各宣言を一つにまとめて掲示板に掲載しています。

主な意見ですが、宣言等を町はしている状況にあるわけなので、この請願については然るべきというか、当然というか、町でも早くから取り組んでいるわけですから、採択すべきだと思います。日米安保条約をはじめ、密接な日米関係があるために条約に署名することに躊躇していると思うのですが、請願理由のとおりで、尤もで採択でよいと思います。この文章を読む限り、そのとおりだと思います。別に意見書を提出することには差し支えないことですので、採択でよいと思います。みなさんと同じで、この条約の有効性に疑問があるということですが、前々からなぜ賛成しないのかなと思っていましたので、採択でよいと思います。

請願第1号について、全員採択であるため、採択と決定しました。

請願第1号の意見書（案）について全員の意見が賛成であったため意見書を提出することと決定しました。

以上、総務企画常任委員会に付託されました請願審査報告とさせていただきます。

○議長（山本隆雄）以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑願います。11番、福田さん

○11番（福田弘明）この際委員長にお伺いいたします。

我々議員は、思い込みや安易な推測することなく、慎重に審議をしなければなりません。この際この核兵器禁止条約そのものについてどういうものであるのかについて審議をなされましたでしょうか。

○議長（山本隆雄）委員長

○総務企画常任委員長（安原賢一）福田議員の質問の意味がよく理解できないのですが、中之条町は

先ほども言ったように核兵器廃絶平和の町宣言をしていますので、核兵器を国が批准をしていないということ自体に一般の人はみんな疑問を持っていますから、私たちは別に国会議員ではありませんから、普通の町村の議員として、町議員として普通に考えて広島、長崎の人のこととかいろいろ考えたときに核兵器廃絶に賛成することがおかしいというのもちよっと分からないのですが、そういったことで内容がどうのとかこうではなくて、我々の、普通に考えてこれは採択していいのではないかということだったと思うので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）ということは、この核兵器禁止条約そのものについての審議はなされなかったと理解して差し支えございませんですね。どうでしょうか。

○議長（山本隆雄）委員長

○総務企画常任委員長（安原賢一）ちょっとその意味がよく分からないのですが、その意味をちょっと教えてください。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）この日本政府に核兵器禁止条約へ署名・批准を求める請願とあります。では、この核兵器禁止条約とはいかなるものかについて審議をなされましたかと聞いているのです。

○議長（山本隆雄）委員長

○総務企画常任委員長（安原賢一）ちょっとそのへんがかみ合わないのですが、確かに核兵器禁止条約というのはどういうことですかというところまでは勉強はしなかったと思うのですが、ただ私は個人の考えとして、たぶん米国とのいろんな兼ね合いとかいろんなこともあるので、国のほうとしてはなかなか批准するということではできないのかもしれませんが、我々町の議員は国会議員ではありませんから、自分たちの考えを、まして委員会の全員の考えが核兵器には反対という考えであればそれはそれで請願という形で意見書という形で出しても別に問題はないかと思うのですが。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）この核兵器禁止条約についての審議はなかったということだと思います。今答弁の中で委員長個人の考えという文言が出てまいりましたが、委員会報告において個人の考えを述べるということは議員必携にも記述されておりますが、この部分は取消しなされたほうがいいのではないかと思います。それ1点。

もう一つ、それでは日本政府はどういう見解を取ってきたのかについて審議はなされましたか。

○議長（山本隆雄）委員長

○総務企画常任委員長（安原賢一）私が今言ったのは私個人としてもということでありまして、福田さん、申し訳ないのですけれども、委員長でありながらうちの委員会にまで傍聴に来ていたようですが、話を聞いていたわけですから、全て分かっていると思うので、それでここでそういった質問は非常に失礼だと思うのです。私は、正直言ってそんな失礼な質問はないと思っています。福田さ

んは核兵器賛成ということでよろしいのでしょうか。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）私は、日本国政府がどういう、この条約について考えを持っているかについて審議をなされましたかとお伺いしております。この点について委員長として回答をお願いいたします。

○議長（山本隆雄）9番、委員長

○総務企画常任委員長（安原賢一）そのへんが私は非常に分からないのですが、私は日本国民であります、中之条町の町民であります。中之条町の議員であります。中之条町の議員としてこれだいたいと思ってうちの委員会が判断したことです。それに対して国のお伺いを立てるのだったら最初から請願とか審査する必要もないし、そういった問題ではないと思うのです。国のお伺い、国がどう考えているからどうだということを言われるのであったら、ちょっと違うような気がするのですが。我々はいつもこの請願だとか陳情が来たときにはいつも国がどうだとか県がどうだとか何がどうだとかということを確かに考えなければいけないというのは分かりますが、この核兵器については誰もが日本だけが被爆国でありますから、日本の、ほとんどの人が核兵器については反対というのが普通だと思うのです。それを別に何か違う形にすればよかったかと思うのですが、我々の委員会は正直に核兵器についてはぜひ国も批准をしていただいてということは不可能であるのはよく分かっていますが、そういったことは常に訴えていかなければいけないのかな、我々地方議員のする仕事なのかなということでそういうことでしたが、それぞれの議員の考えがありますし、意見も違うと思いますので、そこはご了承願いたいと思います。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）今までの委員長の答弁を聞いておりまして、この核兵器禁止条約そのものについての審議もなかった、また日本国政府がどういう見解を示しているかについても審議がなかったということですね。

○議長（山本隆雄）9番、委員長

○総務企画常任委員長（安原賢一）福田さん、傍聴に来ていたわけですから、全部聞いていたわけですから、そこで理解できなかったのですか。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）審議をしたかどうかを聞いているわけなのです。教えてください。

○議長（山本隆雄）9番、委員長

○総務企画常任委員長（安原賢一）我々が審議すべき問題ではありません。

○議長（山本隆雄）ほかにございますか。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、委員長報告に対する質疑を終結します。
お諮りします。

直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議なしと認め、採決に入ります。

本件に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

令和3年請願第1号 日本政府に核兵器禁止条約へ署名・批准を求める請願について委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(山本隆雄) 起立多数であります。

よって、令和3年請願第1号は採択とすることに決定いたしました。

○

◎ 日程の追加

○議長(山本隆雄) 請願第1号の採択に伴いまして、意見書の案が提出されております。

本案をこの際日程に追加し、議題することにはしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議なしと認め、この際日程に追加し、議題にすることに決定しました。

議案を配付します。

(事務局により議案の配付)

○議長(山本隆雄) ただいま配付しました議第1号議案を追加日程第1として議事日程に加えていただきますと思います。

○

◎ 議第1号議案 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出について

○議長(山本隆雄) 追加日程第1、議第1号議案について議題とします。

議案を朗読させます。局長

(議第1号議案について、事務局長朗読)

○議長(山本隆雄) お諮りします。

ただいま朗読しました意見書案につきましては、先ほど委員長の報告のとおりでありますので、提案理由等を省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議なしと認め、直ちに採決します。

議第1号議案 日本政府に核兵器禁止条約へ署名・批准を求める意見書の提出について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（山本隆雄）賛成多数であります。

よって、議第1号議案は可決されました。

_____ ○ _____

◎ 議員派遣の件

○議長（山本隆雄）日程第5、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。お手元に配付しました一覧表のとおり、議員を派遣することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、一覧表のとおり派遣することに決定しました。

_____ ○ _____

○議長（山本隆雄）以上で今期定例会議に付議された案件は全て議了しました。

これをもって、令和3年第1回中之条町議会定例会議6月定例会議を散会します。

長時間にわたりお疲れさまでした。

(散会 午前10時06分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中之条町議会議長 山本 隆雄

中之条町議会議員 山本 日出男

中之条町議会議員 齋藤 祐知

中之条町議会議員 山田 みどり